

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

A 管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。

- (1) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判所審判長は大分類〔B 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。
- (2) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F 保安職業従事者〕に分類される。

01 管理的公務員

国又は地方公共団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。

ただし、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人において管理的業務に従事するものは中分類〔02 及び 03〕に分類される。

011 議会議員

国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う仕事に従事するものをいう。

衆議院議長；参議院議長；衆議院議員；参議院議員；都道府県議会議員；都道府県議会議員；市区町村議会議員；市区町村議会議員

012 管理的国家公務員

国の課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

内閣総理大臣；国務大臣；検査官(会計検査院)；人事官；内閣法制局長；内閣官房副長官；内閣参事官；副大臣；大臣政務官；事務次官；官房長；官房審議官；各省庁の局・部・課・所長；地方支分部局の局・部・課・所長；森林管理署長・部長・課長；国家公安委員会委員；公正取引委員会委員；宮内庁長官；侍従長；女官長；東宮大夫；東宮侍従長；東宮女官長；式部官長；大使；公使；衆・参議院事務総長；最高裁判所の事務総長、事務次長及び局・課・所長；下級裁判所の裁判部長・事務局長・課長；刑務所長

× 衆議院常任委員会専門員〔249〕

013 管理的地方公務員

地方公共団体の課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

知事；副知事；会計管理者(都道府県)；支庁長；教育庁；市長；町長；村長；副市町村長；会計管理者(市町村)；自治体区長；公民館長(自治体のもの)；教育委員；都道府県公安委員会委員；各地方公共団体の局・部・所・課・署・庁・室・場長；選挙管理委員；監査委員；駅長；区長(公営鉄道)

× 助役(駅)〔301〕

02 法人・団体役員

会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。

021 会社役員

株式会社(有限会社を含む)・合資会社・合名会社・合同会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。

ただし、特殊会社の役員は小分類〔022〕に分類される。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

また、執行役については本分類に含まれるが、執行役員(取締役等の会社役員が兼務しているものを除く)については、小分類〔031〕に分類される。

会社社長;会社副社長;会社専務取締役;会社常務取締役;会社相談役;会社監査役;会社監事;会社取締役;会社執行役;会社重役;合名会社代表社員(業務執行社員);相互会社社長;会社工場長(取締役);会社副工場長(取締役);会社部長(取締役);合資会社無限責任代表社員;会社顧問;銀行頭取;銀行顧問;会社支店長(取締役)

×独立行政法人役員(理事長・理事・監事)〔022〕;国立大学法人役員(理事長・監事)〔022〕;地方独立行政法人役員(理事長・副理事長・理事・監事)〔022〕;特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)〔022〕;会社執行役員(取締役等の会社役員が兼務しているものを除く)〔031〕

022 独立行政法人等役員

独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公立大学法人、特殊法人、認可法人などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

ただし、特殊法人から民間法人化された法人の役員は小分類〔029〕に分類される。

独立行政法人役員(理事長・理事・監事);国立大学法人役員(理事・監事);地方独立行政法人役員(理事長・副理事長・理事・監事);日本銀行役員(総裁・副総裁・監事・理事・参与);公庫役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事);特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)

029 その他の法人・団体役員

公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。

医療法人役員;宗教法人役員;学校法人役員;社会福祉法人役員;消費生活協同組合役員;消費生活協同組合連合会役員;農業協同組合役員;都道府県農業協同組合連合会役員;全国農業協同組合中央会役員;漁業協同組合役員;漁業生産組合役員;漁業協同組合連合会役員;水産加工業協同組合役員;水産加工業協同組合連合会役員;経済団体連合会役員;輸出水産業組合役員;森林組合役員;森林組合連合会役員;商工組合役員;商工組合連合会役員;企業組合役員;事業協同組合役員;火災共済協同組合役員;信用協同組合役員;協同組合連合会役員;都道府県中小企業団体中央会役員;全国中小企業団体中央会役員;内航海運組合役員;内航海運組合連合会役員;地区たばこ耕作組合役員;たばこ耕作組合連合会役員;たばこ耕作組合中央会役員;輸出組合役員;納税貯蓄組合役員;酒類業組合役員;信用金庫役員;信用金庫連合会役員;労働金庫役員;労働金庫連合会役員;土地区画整理組合役員;水害予防組合役員;健康保険組合役員;国民健康保険組合役員;農業共済組合役員;農業共済組合連合会役員;公務員共済組合役員;労働組合役員;政党本部役員;生活衛生同業組合役員;公立学校共済組合役員;地方住宅供給公社役員;地方道路公社役員;土地開発公社役員;法人でない団体役員

03 法人・団体管理職員

会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。ただし、会社・団体等の役員は中分類〔02〕に分類される。

031 会社管理職員

会社において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人の管理職員は小分類〔032〕に分類される。

会社執行役員(取締役等の会社役員が兼務しているものを除く)・会社部長・部次長・課長;営業所長;支社長;支店長;工場長;駅長・区長(民営鉄道)

×会社部長(取締役)〔021〕;特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)〔022〕;特殊会社部長・課長〔032〕

032 独立行政法人等管理職員

独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公立大学法人、特殊法人、認可法人において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、特殊法人から民間法人化された法人においてこれらの仕事に従事するものは小分類〔039〕

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

に分類される。

独立行政法人部長・課長；国立大学法人部長・課長；地方独立行政法人部長・課長；日本銀行局長・室長；公庫部長・課長；金庫部長・課長；特殊会社部長・課長；駅長・区長(特殊法人)

× 駅長・区長(民営鉄道)[031]

039 その他の法人・団体管理職員

会社、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人(民間法人化された特殊法人を除く)以外の法人・団体において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

組合部長・課長；私立学校事務長・部長・課長

04 その他の管理的職業従事者

個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど、中分類〔21～23〕に含まれない管理的な仕事に従事するものをいう。

ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。

049 その他の管理的職業従事者

個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど、中分類〔21～23〕に含まれない管理的な仕事に従事するものをいう。

ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。

B 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

07 製造技術者(開発)

科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類される。また、指示を受けて製図のみ行うものは小分類〔591〕に分類される。

071 食品技術者(開発)

科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の開発に関し、技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。

食品開発技術者；製粉技術者(開発)；製菓技術者(開発)；製糖技術者(開発)；酪農製品開発技術者；水産食品開発技術者；醸造技術者(開発)；清涼飲料開発技術者；食品化学技術者(開発)

× 食品技術者(開発を除く)[081]；と畜検査員〔123〕；食品衛生監視員〔159〕

072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発)

科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・L S I・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計、発送電など電気に関する技術の開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは小分類〔246〕

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

に分類される。

電気設計技術者; 電気機械設計技術者; 電力技術者(開発); 集積回路製品技術者(開発); 電気試験技術者(開発); 変電技術者(開発); L S I 開発技術者; 情報機器開発技術者; 給電技術者(開発); 制御盤設計技術者; 整流器設計技術者; 配電盤設計技術者; 発電機設計技術者

× 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発を除く)[082]; 無線通信員[246]; 無線技術士[246]; 有線テレビジョン技術員[246]; 電波監視官[246]

073 機械技術者(開発)

科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具(電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く)・機械設備及び同機械器具の部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造などに関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。

また、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。

機械設計技術者; 工具設計技術者; 内燃機関設計技術者; 建設機械設計技術者; 水道用機械設計技術者; ボイラー設計技術者; 蒸気原動機設計技術者; 荷役機械設計技術者; 機械金型設計技術者; 水力タービン設計技術者; プラント設計技術者; 機械工作技術者(開発); 配管技術者(機械)(開発); 金属機械技術者(開発); 航空計器技術者(開発); 製材機械技術者(開発); 精密機械技術者(開発); 染色機械技術者(開発); 光学機械技術者(開発); 航空機機関技術者(開発); 製薬機械技術者(開発); 機械工業技術者(開発); 内燃力発電機械技術者(開発); 船用機関技術者(開発)

× 自動車技術者(開発)[074]; 航空機技術者(開発)[075]; 造船技術者(開発)[075]; 電気機械技術者(開発)[072]; や(冶)金技術者(開発)[076]; 機械技術者(開発を除く)[083]; 機械デザイナー[224]

074 自動車技術者(開発)

科学的・専門的知識を応用して、自動車及び同部品の開発に関し、開発・設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。

自動車設計技術者

× 自動車製造技術者[084]; 電気機械技術者(開発)[072]; や(冶)金技術者(開発)[076]; 自動車デザイナー[224]

075 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発)

科学的・専門的知識を応用して、航空機、船舶及び同部品など、自動車を除く輸送用機器の開発に関し、開発・設計などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事、船用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは小分類[073]に分類される。

航空機技術者(開発); グライダー設計技術者; 船舶設計技術者; 船体設計士; 船用電気設計技術者
× 航空機機関技術者(開発)[073]; 航空計器技術者(開発)[073]; 船用機関技術者(開発)[073]; 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発を除く)[085]

076 金属技術者(開発)

科学的・専門的知識を応用して、金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する技術の開発などの仕事に従事するものをいう。

ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[082]に分類される。

製鉄技術者(開発); 製鋼技術者(開発); 銅精錬技術者(開発); アルミニウム精錬技師(開発); や(冶)金技術者(開発); 鑄物技術者(開発); 鍛造技術者(開発); 金属精錬技術者(開発); 電気製錬技術者(開発); 電解炉操炉技術者(開発); 金属製錬技術者(電気分解・電気炉などによるもの)(開発); 電気化学技術者(金属製造処理)(開発); 熱処理技術者(金属製錬)(開発); 鑄造技術者(開発); 合金技術者(開発); 圧延技術者(開発); 金属試験技術者(開発); 金属材料試験技術者(開発)
× 非金属精製技術者[077]; 金属技術者(開発を除く)[086]

077 化学技術者(開発)

科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

工業化学技術者(開発); 電気化学技術者(アルミナ製造)(開発); アンモニア合成技術者(開発);

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

ソーダ工業技術者(開発);りん酸製造化学技術者(開発);油脂化学技術者(開発);木材化学工業技術者(開発);石油精製技術者(開発);高分子化学技術者(開発);非金属精製技術者(開発)
×染色技術者(開発)[079];化学技術者(開発を除く)[087]

11 その他の技術者

中分類〔07～10〕に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類される。

119 その他の技術者

地質調査技術者など小分類〔061～109〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。

放射線利用機器取扱技術者;地質調査技術者;作業環境測定士;し尿処理施設技術者;労働安全コンサルタント;印刷技術者;サーチャー

×気象研究員〔051〕;金属鉱山地質技術者〔089〕;製図工〔591〕;写図工〔591〕

243 カウンセラー(医療・福祉施設を除く)

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所等において、個人の抱える問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17及び18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。

心理カウンセラー(医療・福祉施設を除く);障害者職業センターカウンセラー;職場カウンセラー;職業相談員;産業カウンセラー;キャリア・コンサルタント;教育相談員;スクールカウンセラー;学校心理士;家族相談士

×専任の進路指導主事(学校教員)[193～199のいずれか];心理カウンセラー(医療・福祉施設)[159];結婚相談員(仲人業)[429];人生相談員〔429〕

C 事務従事者

一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

ただし、課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものは大分類〔A管理的職業従事者〕に分類される。

257 総合事務員

大分類〔C事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。

ただし、複数の仕事の従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。

総合事務員

×総務係事務員〔252〕;人事係事務員〔253〕

312 データ・エントリー装置操作員

電子計算機へのデータ入力(記録内容の検査を含む)の仕事に従事するものをいう。

データ・エントリー装置操作員;キーパンチャー

313 電子計算機(パーソナルコンピュータを除く)オペレーター

電子計算機(パーソナルコンピュータを除く)又はこれとオンラインで作動する機器を操作する仕事に従事するものをいう。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

電子計算機操作員；電子計算機オペレーター；端末機操作員
 ×システムアナリスト〔102〕；プログラマー〔103〕；レジスター係〔323〕

319 その他の事務用機器操作員

各種事務用機器のうち、電子式卓上計算機・複写機などの事務用機器を操作する仕事に従事するものをいう。

光学式文字・マーク読み取り装置(OCR・OMR)操作員；会計機械操作員；複写機操作員；和文タイピスト；英文タイピスト；タイピスト

×プログラマー〔103〕；プランナー〔253〕；電子計算機操作員〔313〕

D 販売従事者

有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。

ただし、販売に伴う接客サービスに従事するものは大分類〔Eサービス職業従事者〕に、専ら事業の経営及び管理的な仕事に従事するものは大分類〔A管理的職業従事者〕に分類される。

32 商品販売従事者

有体的商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

321 小売店主・店長

小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類A - 管理的職業従事者の小分類〔021又は049〕に、行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。

小売店主；小売店長；小売店支配人；小売店マネージャー；ガソリンスタンド支配人；薬局店主(薬剤師でないもの)；美術骨とう商；画商；スーパーマーケット店主；リサイクルショップ店主

×薬局店主(薬剤師)〔124〕；呼売人〔324〕；行商人〔324〕；商品仲立人〔339〕；飲食店主〔401〕

322 卸売店主・店長

卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類A - 管理的職業従事者の小分類〔021又は049〕に、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するものは小分類〔339〕に分類される。

卸売店主；卸売店長；卸売店支配人；卸売店マネージャー；仲卸店主(卸売市場)

×商品仲立人〔339〕；自動車販売代理店主〔339〕

323 販売店員

使用人(家族従業者を含む)として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。

ただし、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するものは小分類〔341～345〕に、配達のみに従事するものは小分類〔705〕に分類される。

また、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。

販売員(販売店)；販売見習；店員；小売店員；医薬品販売員；給油所給油員；衣類販売手伝い；売場監督；協同組合販売員；商品販売実演者；レジスター係；キャッシャー；駅ホーム売店販売員；カウンター・パーソン(販売)；仕入販売員；商品実演販売者(行商・露店を除く)；ファッション・アドバイザー；美容部員(販売を行うもの)；マネキン(販売を行うもの)；オブティシャン；DIYアドバイザー；インテリアコーディネーター(販売を行うもの)；リサイクルショップ店員

×駅立売人〔324〕；呼売人〔324〕；商品仕入員〔326〕；生命保険外交員〔346〕；質屋店員〔334〕；自動車セールス員〔344〕；食料品ルートセールス員〔341〕；競売人〔339〕；美容部員(販売を行わないもの)〔424〕；マネキン(販売を行わないもの)〔424〕；デパート売場案内人〔429〕；牛乳配達人〔705〕；買物配達人〔705〕

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

324 商品訪問・移動販売従事者

商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事に従事するもの(商品訪問販売従事者)及び屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの(商品移動販売従事者)をいう。

駅立売人;豆腐呼売人;列車内販売員;行商販売人;街頭販売人;医薬品配置販売人;巡回販売人;水上販売人;呼売人;新聞売人;行商人;屋台飲食店主;露店商;劇場中売人;荒物行商人;石焼芋販売人;植木露天商;竿竹呼売人;化粧品訪問販売員;布団訪問販売員

× 駅ホーム売店販売員〔323〕;再生資源回収・卸売従事者(卸売まで行うもの)〔325〕;再生資源回収人(卸売まで行うもの)〔325〕;露店靴磨き〔429〕;宝くじ販売人〔339〕

325 再生資源回収・卸売従事者

繊維ウエイト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・卸売の仕事に従事するものをいう。

再生資源回収・卸売従事者;繊維ウエイト卸売人;鉄・非鉄金属スクラップ卸売人;古紙卸売人;空瓶・空缶卸売人;ちり(塵)紙交換人;再生資源回収人(卸売まで行うもの);リサイクル品回収人(卸売まで行うもの)

× 再生資源回収人(回収のみ行うもの)〔703〕;リサイクル品回収人(回収のみ行うもの)〔703〕;リサイクルショップ店主〔321〕;リサイクルショップ店員〔323〕

326 商品仕入外交員

他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事するものをいう。

商品仕入員;仕入外交員;商品バイヤー

33 販売類似職業従事者

他人の間に立った売買の取次・あっ(幹)旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買、及び他に分類されない販売類似の仕事に従事するものをいう。

331 不動産仲介・売買人

店舗において土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの(不動産仲介人)及び店舗において土地・建物の売買・交換の仕事に従事するもの(不動産売買人)をいう。

ただし、他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の勧誘、交渉、受注の仕事に従事するものは小分類〔347〕に分類される。

不動産仲介人;貸地仲立人;委託土地開発分譲人;立木売買周旋人;船舶売買仲立人;土地家屋周旋人;不動産売買人;家屋建売人;家屋売買仲立人;貸家仲介人

× 不動産営業部員〔347〕;不動産セールス員〔347〕;不動産外交員〔347〕;管理人(アパート)〔411〕

332 保険代理・仲立人(ブローカー)

保険業者のために、生命・火災・海上・運送・その他の保険の契約の締結、保険料の収納などの代理業務の仕事に従事するもの(保険代理人)及び保険契約者のために最適な保険商品について助言を行うなどの仕事に従事するもの(保険仲立人(ブローカー))をいう。

火災保険代理店主;保険代理業務員;保険仲立人;保険ブローカー

× 保険商品開発者〔188〕;生命保険外交員〔346〕;保険セールス員〔346〕;かんぽ生命保険勧誘員〔346〕;運送保険契約外交員〔346〕;損害保険契約外交員〔346〕;生命保険外務指導員〔346〕;火災保険外務員監督〔346〕;共済勧誘員〔346〕

333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人

店舗において公債・社債・出資証券・株券などの売買の仕事に従事するもの(有価証券売買人)、売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するもの(仲立人)及び金融機関相互の融資の媒介や、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するもの(金融仲立人)をいう。

ただし、金融商品や保険商品の開発などに関わる仕事に従事するものは小分類〔144〕に、有価証券の勧誘の仕事に従事するものは小分類〔346〕に分類される。

株式売買人;証券売買人;証券仲買人;証券業代理店主;有価証券売買仲立人;会員券(権)販売人;有価証券売買人;金融仲立人;外国資金トレーダー;有価証券ブローカー;金融ブローカー

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

×金融商品開発者〔184〕; 保険商品開発者〔184〕; 株式販売事務員〔281〕

334 質屋店主・店員

質置主と質入物件との関係の確認・担保物件の鑑定・質入契約の締結・

E サービス職業従事者

個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

39 飲食物調理従事者

飲食物の調理及び酒類等の飲料の混合・調整の仕事に従事するものをいう。
ただし、飲食料品の製造の仕事に従事するものは中分類〔53〕のそれぞれ該当する項目に分類される。

391 調理人

飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。

専門調理師; 調理師; ふぐ調理師; コック長; コック; 料理人(個人家庭を除く); 盛り付け人; 煮方(なべ); 板場; 調理員(船舶); にぎりずし職人; 調理人(屋台を除く); 炊事人(個人家庭を除く); 給食調理人; 板前(板場); 司厨長(船舶); 洗い方(追回し)(調理見習); 焼方(焼場); 漁船司厨員; 皿洗い人(調理見習); 寮賄い人; 飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)

×栄養士〔151〕; 料理人(個人家庭)〔359〕; バーテンダー〔392〕; 食パン製造工〔533〕; 皿洗い人(調理見習いでないもの)〔729〕; パントリー(食器洗い人)〔729〕

392 バーテンダー

キャバレー・バー・ナイトクラブ・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒又は酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。

バーテンダー; パーテン; バーテンダー見習

×調理人〔391〕; 調理師〔391〕

40 接客・給仕職業従事者

飲食物の給仕、身の回りの用務・接客・娯楽など家庭以外の場所において個人に対するサービスの仕事に従事するものをいう。

401 飲食店主・店長

飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するもののうち、主に食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。

ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類A - 管理的職業従事者の小分類〔021又は049〕に、自ら飲食物の調理を行うものは小分類〔391〕に分類される。

飲食店主(自ら飲食物の調理を行わないもの); 飲食店長(自ら飲食物の調理を行わないもの); 飲食店支配人(自ら飲食物の調理を行わないもの); 飲食店マダム(自ら飲食物の調理を行わないもの); 飲食店マスター(自ら飲食物の調理を行わないもの); 料理店主(自ら飲食物の調理を行わないもの); キャバレー経営者

×飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)〔391〕

402 旅館主・支配人

旅館・ホテルを営し、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、自らも接客サービスなどの仕事に従事するもののうち、主に接客サービスなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは小分類〔021又は049〕に分類される。

旅館主(接客サービスに従事するもの); ホテル支配人(接客サービスに従事するもの); テント村

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

主人

× 番頭(旅館)[404]

403 飲食物給仕従事者

食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕のサービスの仕事に従事するものをいう。

食堂の給仕人; キャバレーのボーイ; 喫茶店のウエイトレス・ウエイター; 酒場の給仕人; サービス係(列車の食堂); サービス係(船舶の食堂); ソムリエ; ギャルソン; カウンター・パーソン(給仕)

404 身の回り世話従事者

旅館・ホテル・待合・航空機・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。

番頭(旅館); 手代(旅館); ドア係; ルーム係; 仲居(旅館など); 接客係(旅館・ホテルなど); 案内係(旅館・ホテルなど); パーサー(航空); 航空客室乗務員; 船客長; 船舶旅客係

× パーサー(船舶)[259]

F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。

453 警備員

人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。

また、国からの委託を受け、刑務所内で施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものも本項目に含まれる。

ボディガード(身辺警護員); 守衛; 門衛; 警備員; 鉄道警備員; 空港警備員; 劇場警備員; 倉庫見回員; 倉庫警備員; 廷吏; 法廷警備員; 衛視(国会); 監視員(ホテル); 火薬庫見張員; 夜警員; ガードマン(ウーマン); 刑事施設警備員

× 看守[451]; 山番[479]; 漁場監視員[489]

459 他に分類されない保安職業従事者

小分類[451~453]に含まれない保安的な仕事に従事するものをいう。

児童交通擁護員; 交通巡視員; 交通管理パトロール員(高速道路株式会社); 道路監視員(国・地方公共団体・高速道路株式会社); 建設現場誘導員; 入国警備官

× 探偵[249]; 保安員(鉱山)[699]; 線路保安員[682]

G 農林漁業従事者

農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん(禽)・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物(両生類を含む)の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

46 農業従事者

農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物(水産動物を除く)の飼育、及び農業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

461 農耕従事者

穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事に従事するものをいう。

農耕作業員；水稲耕作員；麦類耕作員；豆類耕作員；雑穀耕作員(あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし)；いも類(かんしょ、ばれいしょ、さといも)耕作員；野菜栽培員；きのこ類栽培員；もやし栽培員；もやし製造員(工場生産)；果樹栽培員；桑栽培員；草花栽培員；種苗栽培員(林業用種苗を除く)；植木栽培員；茶栽培員；たばこ栽培員；除虫菊栽培員；こんにゃくいも栽培員；麻栽培員；わさび栽培員；みつまた栽培員；こうぞ皮剥人(農業)；こうぞ乾燥人；い栽培員；耕作トラクター運転員；実習助手(学校における農耕)；脱穀・調整人；盆栽苗木栽培員；こりやなぎ栽培員；芝栽培員×牧草栽培員(家畜の飼育を伴うもの)[462]；蚕飼育員[462]；収繭作業員[462]；蚕種製造作業員[462]；山林苗木栽培員[479]；林業種苗栽培員[479]；蚕具製造工(竹製)[536]

462 養畜従事者

家畜の飼育・繁殖・せん(剪)毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ(孵)卵などの仕事、蚕の飼育・収繭・蚕種の製造の仕事、及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。愛がん(玩)動物の飼育・動物園・サーカス・病院・研究室などにおいて、家畜又は家きんの飼育の仕事に従事するものも含まれる。

家畜飼育員；乳用牛飼育員；預託牛飼育管理員；搾乳作業員；搾乳手伝い；馬飼育員；きゅう(厩)務員；豚飼育員；やぎ飼育員；うさぎ飼育員；ミンク飼育員；めん羊飼育員；種付作業員；家畜毛刈作業員；酪農ヘルパー

48 漁業従事者

海洋・河川・湖沼などの水域において、自然繁殖している水産動植物(両生類を含む)を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、収穫する仕事、及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

481 漁労従事者

海面・海中及び内水面において、水産動物を採捕する仕事に従事するものをいう。漁船に乗組んで、漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も含まれる。

ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類[482]に分類される。

網子；漁船の船頭；潜水漁夫；海獣(いるか、あざらしなど)捕獲人；あま(海女・海士)；捕鯨作業員；漁労長；船員(漁労作業従事者)；魚見；川魚採取作業員

×しじみ採取作業員[483]；遊漁船船頭[639]；遊漁案内人(つり場案内)[639]；潜水土[669]

482 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)

漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転・保存の仕事に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。

ただし、母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類[481~483]に分類される。

漁船船長；かつお船船長；捕鯨船船長；トロール漁船船長；漁船航海士；漁船機関長；漁船機関士×漁船司厨員[391]；漁業関係無線通信士[246]

483 海藻・貝採取従事者

海藻・貝類を採取する仕事に従事するものをいう。

貝採取作業員；あさり採取作業員；はまぐり採取作業員；かき採取作業員；しじみ採取作業員；帆立貝採取作業員；うに採取作業員；さんご採取作業員；真珠貝採取作業員；潜水採貝作業員；海藻採取作業員；てんぐさ採取作業員；海綿採取作業員；こんぶ採取作業員；ふのり採取作業員；わかめ採取作業員；海藻採取あま(海女・海士)；藻採取作業員

×真珠養殖作業員[484]；のり(海苔)養殖採取作業員[484]；かき養殖作業員[484]

484 水産養殖従事者

海水・淡水において、水産動植物を養殖する仕事に従事するものをいう。

魚介養殖作業員(えび、うなぎ、あわびなど)；金魚養殖作業員；スッポン養殖作業員；のり(海苔)養殖採取作業員；海藻養殖採取作業員；養あ(蛙)作業員；真珠養殖作業員；真珠捜核者；母貝収集作業員；水田養魚作業員；水族館養魚作業員；人工ふ(孵)化作業員；水産試験場養殖作業員；かき

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

養殖作業者

489 その他の漁業従事者

小分類〔481～484〕に含まれない漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。

漁場監視員；ごかい取り

×遊漁船船頭〔639〕；遊漁案内人(つり場案内)〔639〕

H 生産工程従事者

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属製品に係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製鉄・製鋼・非鉄金属製錬を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

製鉄設備操作・監視作業員；製鋼設備操作・監視作業員；非鉄金属製錬設備操作・監視作業員；製鉄設備オペレーター；製鋼設備オペレーター；非鉄金属製錬設備オペレーター；高炉管理工；連続鋳造工(鉄鋼)

×溶解工(非鉄金属)〔521〕；溶解工(鋳物原料)〔522〕；金属焼結工〔529〕；炉修工〔612〕

492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、鋳物製造・鍛造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

鋳物製造設備操作・監視作業員；鍛造設備操作・監視作業員；鋳物製造設備オペレーター；鍛造設備オペレーター

×溶解工(非鉄金属)〔521〕；鋳物製品検査工〔561〕；鋳物木型工〔536〕；てい(蹄)鉄打替職〔469〕

493 金属工作設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属工作を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

金属工作設備操作・監視作業員；金属工作設備オペレーター

×陶磁器ろくろ工〔532〕；機械彫刻工〔527〕；金属研磨工(針・ピン類を除く)〔527〕；のこ(鋸)盤工〔529〕；木工旋盤工〔536〕；プラスチック旋盤工〔538〕

494 金属プレス設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属プレスを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

金属プレス設備操作・監視作業員；金属プレス設備オペレーター

×打貫工〔529〕；金型取付工〔529〕

495 鉄工・製缶設備制御・監視員

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、鉄工、製缶を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

鉄工設備操作・監視作業員；製缶設備操作・監視作業員；鉄工設備オペレーター；製缶設備オペレーター

×ブリキ缶製造工〔526〕；ドラム缶製造工〔526〕；け(罫)がき工〔529〕；車両鉄工〔544〕；現図工〔591〕

496 板金設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、板金を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

板金設備操作・監視作業員；板金設備オペレーター

×いかけ(鑄掛)職〔529〕；はんだ付工〔529〕；ガス溶接工〔528〕；現図工〔591〕；造船銅工(配管工)〔666〕

497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属彫刻・金属表面処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

金属彫刻設備操作・監視作業員；金属表面処理設備操作・監視作業員；金属彫刻設備オペレーター；金属表面処理設備オペレーター

×彫刻家〔221〕；製版工〔537〕；ガラス目盛工〔545〕；貴金属彫刻師〔539〕；パフ磨工(金属)〔527〕；サンドブラスト工〔529〕；めっき液試験分析工(プラスチック)〔538〕

498 金属溶接・溶断設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属の溶接・溶断を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

金属溶接設備操作・監視作業員；金属溶断設備操作・監視作業員；金属溶接設備オペレーター；金属溶断設備オペレーター

×電線管製造工〔529〕；はんだ付工〔529〕；ろう付工〔529〕；ガス溶接工〔528〕

499 その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品)

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、小分類〔491～498〕に含まれない処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

×熱処理品運搬員〔703〕；金属管製造工〔522〕；伸線工〔529〕；金属切断工(針・ピン類を除く)〔529〕；はく打工〔529〕；ダイヤモンドダイス工〔539〕；被覆電線製造工〔542〕；ダイカスト工〔529〕；シャーリング工〔529〕；金属はつり工〔529〕；熱間成形ばね工〔522〕；パフ磨工(金属)〔527〕；金属研磨工(針・ピン類を除く)〔527〕；ガス溶接工〔528〕；鋳物はつり工〔529〕；プラスチック製品パフ磨き工〔538〕

50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などに係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

501 化学製品生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事する

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

ものをいう。製塩の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

ただし、動植物油脂の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔503〕に分類される。

石油精製オペレーター；硬化油製造オペレーター；脂肪酸製造オペレーター；グリセリン製造オペレーター；石けん製造オペレーター；医薬品製造オペレーター；化粧品製造オペレーター；香水製造オペレーター；化粧水製造オペレーター；おしろい製造オペレーター；クリーム類製造オペレーター；洗顔クリーム製造オペレーター；歯磨き製造オペレーター；シャンプー製造オペレーター；頭髪用化粧品製造オペレーター；皮膚用化粧品製造オペレーター；仕上用化粧品製造オペレーター

×塗料工〔531〕；香料製造工〔531〕；農薬製造工(植物生長調整剤を含む)〔531〕；雷管・導火線製造工〔531〕；石油薬品回収工〔531〕；原油処理工〔531〕；ソーダ隔まく(膜)分離工(原油)〔531〕；アスファルト処理工〔531〕；ピッチ製造工〔531〕；合成繊維原料製造工〔531〕；合成洗剤製造工〔531〕；アンブル詰工〔531〕；包装(ラッピング)工〔721〕；染料仕上工〔531〕；合成樹脂製造工〔531〕；まつやに(松脂)精製工〔531〕；木材乾留工〔531〕；塗料調整工(紡織)〔535〕

502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

セメント生産オペレーター；生石灰・消石灰製造オペレーター；
×取出工〔532〕；ガラス繊維工〔532〕；光学レンズ研磨工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；れんが原料工〔532〕；陶管工〔532〕；セメントかわら製造工〔532〕；土管検査工〔572〕；るつぼ製造工〔532〕；画工(窯業を除く)〔591〕；セメント袋詰工〔719〕；天然スレートかわら製造工〔532〕；ヒューム管接続工〔666〕；コンクリート練り工〔681〕；ガラスるつぼ工〔532〕；ゆう薬製造工〔532〕；植木鉢成形工〔532〕；七宝下絵書工〔532〕；き(素)地銅器工〔526〕；ガラス目盛墨入工〔545〕；ガラス目盛腐しよく(蝕)工〔545〕；検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)〔573〕；ガラス繊維織物工〔535〕；水晶加工工〔539〕；人造真珠加工工〔539〕；水晶印判師〔539〕；検瓶工(再生資源回収)〔729〕；人造石(テラゾー)製造工〔532〕；すずり(硯)製造工〔532〕；石細工師〔532〕；石切工(採石場)〔692〕；めのう加工工〔539〕

503 食料品生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ(麸)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工を行う生産設備の制御・監視の仕事などに従事するものをいう。

ただし、製塩・アミノ酸液の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔501〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46又は48〕に、と(屠)殺の仕事に従事するものは小分類〔539〕に分類される。

食料品製造生産設備操作・監視作業員；食料品製造生産設備オペレーター
×脱穀・調整人〔461〕；魚粉製造工〔533〕；粉わさび製造工〔533〕；袋詰工(包装)〔721〕；原料運搬員〔703〕；袋詰工(荷造)〔706〕；しょう油缶詰工〔533〕；缶詰工〔533〕；たる詰工〔533〕；しょう(樟)脳油製造工〔531〕；硬化油製造オペレーター〔501〕；脂肪酸製造オペレーター〔501〕；石けん製造オペレーター〔501〕；瓶詰工〔533〕；調理師〔391〕；めん類結束工〔721〕；クリーム製造工〔533〕；アイスクンデー製造工〔533〕；ジャム製造工〔533〕；豆腐呼売人〔324〕；寒天製造工〔533〕；ところてん製造工〔533〕；マーガリン製造工〔533〕；アイスクリーム製造工〔533〕；ピーナッツバター製造工〔533〕；野菜缶詰製造工〔533〕；魚肉ハム・ソーセージ製造工〔533〕；網子(海面)〔481〕；水産缶詰製造工〔533〕；製氷工(氷室作業員)〔539〕；無塩しょう(醬)油製造工〔531〕；検瓶工(ガラス瓶製造)〔572〕；あん製造工〔533〕；菓子砂糖漬物製造工〔533〕；鳥獣肉漬工〔533〕；水産物かす(粕)漬製造工〔533〕；と畜作業員〔539〕；検瓶工(再生資源回収)〔729〕

504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46〕に分類される。

飲料製造生産設備操作・監視作業者；飲料製造生産設備オペレーター；たばこ製造生産設備操作・監視作業者；たばこ製造生産設備オペレーター

× 麦茶製造工〔534〕；こぶ茶製造工〔534〕；はぶ茶製造工〔534〕；はま茶製造工〔534〕；瓶詰工〔533〕；たる詰工〔533〕；酵母培養工〔533〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料）〔573〕；開俵工〔533〕；合成酒製造工〔534〕；ボイラー・オペレーター〔642〕；選瓶工〔729〕；洗瓶工〔729〕；清酒醸造工〔534〕；打検工〔573〕；たばこ巻取検査工〔574〕

505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地（ニット生地を含む）・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。

ただし、化学繊維の製造・紡織作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔501〕に、袋物の製作作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔509〕に分類される。

紡織設備操作・監視作業者（化学繊維を除く）；紡織設備オペレーター（化学繊維を除く）；衣服生産設備操作・監視作業者；衣服生産設備オペレーター；繊維製品生産設備操作・監視作業者；繊維製品生産設備オペレーター

× 紡糸工（化学繊維）〔531〕；湯通し工〔386〕；精練工（化学繊維）〔531〕；毛皮漂白工〔539〕；い（蘭）染工〔536〕；紙染工〔536〕；革染工〔539〕；組ひも編工〔535〕；ワイヤーロープ製造工〔529〕；金網編工〔529〕；紙ひも工〔536〕；人毛網工〔539〕；紡績機械保全工〔551〕；染物師〔535〕；擬革紙製造工〔536〕；紙綿製造工〔536〕；定期掃除工（紡績）〔729〕；服飾デザイナー〔224〕；和服仕立工〔535〕；織布ミシン工〔535〕；裁断工（衣服・繊維製品）〔535〕；ふとん綿入工〔535〕；寝具仕立工〔535〕；ふとん手縫仕立工〔535〕；レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）〔535〕；タフテッド工〔535〕；フック工〔535〕；ミシン刺しゅう工〔535〕；ボタン付工〔535〕；セメント袋ミシン工〔536〕；高周波ミシン工〔538〕；毛皮裁断工〔535〕；紙切断工〔536〕；ボタンナー〔591〕；毛糸帽子編立工〔535〕；洋服ミシン工〔535〕；布地裁断師〔535〕；靴製造工〔539〕；靴修理工〔539〕；革鼻緒製造工〔539〕；革手袋縫製工〔539〕；袋物製造工〔539〕

506 木製製品・紙製品生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、板・角材などの製材、木材チップ・合板の製造、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品の製造、木材・木材チップ・古紙などからパルプの製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙の製造、紙・板紙加工製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

ただし、木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔509〕に分類される。

木製製品生産設備操作・監視作業者；木製製品生産設備オペレーター；紙製品生産設備操作・監視作業者；紙製品生産設備オペレーター

× 造材作業者〔472〕；皮はぎ作業（造材）〔472〕；きこり〔472〕；荷造木箱製造工〔536〕；製材整理人〔536〕；木材乾燥工〔536〕；蒸解工（製紙原料）〔536〕；合板選別工〔536〕；紙テックス製造工〔536〕；彫刻家〔221〕；陶磁器ろくろ工〔532〕；金属彫刻工〔527〕；印判師〔539〕；車両現図工〔591〕；型枠大工〔651〕；金属製家具製造工〔529〕；機械木工〔536〕；とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工〔536〕；曲物製造工〔536〕；いす張り工〔539〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；船台大工〔544〕；現図工〔591〕；和傘製造工〔539〕；ちょうちはり工〔539〕；うちわはり工〔539〕；蚕具製造工（竹製）〔536〕；割ばし（箆）木工〔536〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；押絵羽子板製造工〔539〕；げた台まき絵付工〔539〕；げた台塗装工〔591〕；チップ選別工〔536〕；紙切断工〔536〕；ファイバー塩化亜鉛液調整工〔531〕；セロファン製造工〔531〕；感光紙製造工〔531〕；感圧紙製造工〔531〕；研磨紙製造工〔532〕；断裁工（加工紙製造）〔536〕；封筒製造工〔536〕；紙袋製造工（軽量袋）〔536〕；断裁工（紙製容器）〔536〕；紙袋印刷工〔537〕；セメント袋製造工〔536〕；紙切断工〔536〕；造花製造工〔539〕；紙ばこのり（糊）は（貼）り工〔536〕；紙袋は（貼）り工〔536〕；のり（糊）さし工（製本）〔537〕；表具工〔539〕

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

507 印刷・製本生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製版・印刷、活字の鋳造及び製本を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

ただし、木版の製作作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔506〕に分類される。

印刷機オペレーター；丁合オペレーター；製本オペレーター；カラスキャナー・オペレーター
× 写真植字機オペレーター〔537〕；電子組版機オペレーター〔537〕；DTPオペレーター〔537〕；金属彫刻工〔527〕；木版製作工〔536〕；写真焼付工〔591〕；布なつ染工〔535〕；製本はく(箔)押工〔537〕；ブリキ刷込工〔537〕；断裁工(製本)〔536〕；活字母型彫刻工〔527〕；青写真工〔591〕

508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品(合成ゴムを含む)の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

ゴム製品生産設備操作・監視作業員；ゴム製品生産設備オペレーター；プラスチック製品生産設備操作・監視作業員；プラスチック製品生産設備オペレーター

× 合成ゴム製造工〔531〕；アSEMBル成形工(ゴム)〔538〕；プレス加硫工〔538〕；再生ゴム製造工〔538〕；ゴム製がん具組立工〔539〕；バフ磨き工(金属)〔527〕；プラスチック混練り工〔538〕；靴(プラスチック)縫製工(ケミカルシューズなど)〔539〕；塩化ビニル樹脂かばん製造工〔539〕；めっき液試験分析工(金属)〔527〕；自動車タイヤ整備士〔553〕；リノリウム製造工〔535〕；高周波ウエルダ工〔538〕

509 その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、小分類〔501～508〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品(衣服を除く)の製造、かばん・袋物・がん(玩)具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具など他に分類されない製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

革製品生産設備操作・監視作業員；革製品生産設備オペレーター；装身具生産設備操作・監視作業員；装身具生産設備オペレーター

× 皮はぎ工〔539〕；原皮製造工〔539〕；木製サンダル製造工〔536〕；げた製造工〔536〕；ゴム靴成形工〔538〕；サンダル(プラスチック)製造工〔538〕；仕上検査工(皮革製品)〔579〕；革製衣服製造工〔535〕；毛皮裁断工〔535〕；毛皮仕立工〔535〕；革染工〔539〕；靴革裁断工〔539〕；写真機ケース製造工〔539〕；楽器ケース製造工〔539〕；袋物製造工〔539〕；手さげ紙袋製造工〔536〕；がん具火花巻工〔531〕；羽子板製造工〔536〕；ゴム風船成形工〔538〕；ゴムまり成形工〔538〕；ゴムまり絵付工〔591〕；オルゴール組立工〔539〕；模型製作工〔539〕；扇骨師〔536〕；和傘竹骨製造工〔536〕；洋傘製造工〔539〕；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔591〕；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔591〕；竹ぼうき製造工〔536〕；ささら製造工〔536〕；毛筆製造工〔539〕；家具塗装工(漆を除く)〔591〕；碁石(ガラス)製造工〔532〕；金属彫刻工〔527〕；碁石(プラスチック)製造工〔538〕；がん具(甲・角・貝・きば製)工〔539〕；水晶印判師〔539〕；木彫刻師〔536〕；洋傘骨製造工〔529〕；洋傘ミシン工〔635〕；がん具(木製)工〔539〕；和傘製造工〔539〕；歯科技工士〔147〕；化学肥料製造工〔531〕；大道具工(演劇)〔661〕；室内装飾工〔669〕；じゅうたん張工〔669〕

51 機械組立設備制御・監視従事者

材料に触れて直接組み立てを行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原動機・工

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く)の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

一般機械器具組立設備操作・監視作業員;一般機械器具組立オペレーター

×機械保全工〔551〕;拡声器組立工〔542〕;映写機組立工〔545〕

512 電気機械器具組立設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

電気機械器具組立設備操作・監視作業員;電気機械器具組立オペレーター

×扇風機組立工〔542〕;ソケット製造工〔542〕;電気時計組立工〔545〕;吹きガラス成形工〔532〕;プレーヤー工〔532〕;電気機械器具検査工〔582〕;伸線工〔529〕;ケーブル検査工〔582〕;混練り工(ゴム)(ロール・バンパリーによる混練り)〔538〕;プラスチック混練り工〔538〕;エナメル被覆工〔591〕;ペースト工〔531〕;はんだ付工〔529〕;木製セパレータ工〔536〕

513 自動車組立設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、自動車部品の組立て、自動車車体の成形(板金作業を除く)・組立て(溶接専門を除く)・自動車車体の組立(車台の材料加工を除く)作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ(艀)装を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

自動車組立設備操作・監視作業員;自動車組立オペレーター

×車台鉄骨曲げ工〔525〕;板金加工職〔526〕;自動車車台材料切断工〔529〕;ガス溶接工〔528〕;シャシー組立工(電気通信機器)〔542〕;自動車検査工〔583〕;タイヤ工〔538〕;自動車内張工〔539〕

514 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く)

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

輸送機械組立設備操作・監視作業員;輸送機械組立オペレーター

×エンジン組立工〔541〕;航空計器組立工〔545〕;内張修理工〔539〕;航空機配線工〔679〕;製缶工〔525〕;鉄道車両配線工〔679〕;鉄道車両配管工〔666〕;自転車車輪組立工〔541〕;タイヤ修理工〔538〕;造船組立工(鋼船)〔525〕;索具工〔529〕;船大工〔536〕;船体塗装工〔591〕;船舶配線工〔679〕

515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、計量計測機器・時計・光学機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

計量計測機器組立設備操作・監視作業員;光学機械器具組立設備操作・監視作業員;計量計測機器組立オペレーター;光学機械器具組立オペレーター

×計量士〔249〕;電気時計組立工〔545〕;計器目盛工〔545〕;ガラス目盛工〔545〕;木製ます製造工〔536〕;ぜんまい製造工〔529〕;時計検査工〔585〕;レーダー組立工〔542〕;眼鏡つる製造工〔539〕;金属目盛彫刻工〔527〕

52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)

道具や機械器具などを用いて、金属製品に係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、金属材料、金属製品の製造などにおける装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類46に分類される。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者

高炉・電気炉を用いて鉄鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視・出さい(滓)・除さい(滓)・出鉄・鑄鉄・鑄鉄・熱風炉操作の仕事、転炉・各種電気炉を用いて鉄鉄・溶融鉄鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の仕事及びキュボラ(溶鉄炉)・コシキ・各種電気炉を用いた鑄物用鉄の溶融の仕事、溶鉄炉・反射炉・転炉・レトルト・るつぼ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鉱石若しくは金属くず(屑)から非鉄金属を製造するため、又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため、原料装入・炉の操作・製錬の監視・原鉱の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からのはく(剥)離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び鑄込造塊の仕事に従事するものをいう。

製鉄工；溶鉄予備処理工；炉前工(高炉)；鑄鉄機工；製鋼工；転炉工；電気炉工；炉外精錬工；造塊工；連続精整工；鑄物用鉄溶解工；キュボラ工(鑄物)；フェロアロイ工；原料装入工(製鉄・製鋼)；回転炉工；鑄鉄工；熱風炉工；二次精錬職；溶解炉工(非鉄金属)；電解工(非鉄金属)；精錬工(非鉄金属)；銅製錬工(電解法を除く)；蒸留工；溶鉄炉工；造塊工(非鉄金属)；転炉工(非鉄金属)；反射炉工；溶解工(非鉄金属)；るつぼ工；レトルト製錬工；貴金属製錬工；半導体材料製錬工(多結晶シリコンなど)；半導体素子製錬工；ゲルマニウム精錬工；金属ウラン製錬工；金属シリコン精錬工
×高炉管理工〔491〕；連続鑄造工(鉄鋼)〔491〕；溶解工(鑄物原料)〔522〕；金属焼結工〔529〕；炉修工〔662〕

522 鑄物製造・鍛造従事者

模型を用いて、鑄物用溶融金属を鑄込む砂型・中子を作り、これを組み立てた鑄型あるいは金属型などに溶解金属を注入して型ばらし・砂落としなどの仕事、加熱及び半熱間又は常温で、冶工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。ほど(火床)係も含まれる。

アルミニウム鑄物工；鑄込工(金属)；鑄物工；鑄物鑄込工；鑄物心取工；鑄物中子工；金属鑄物工；合金鑄物工；鑄鉄鑄物工；鑄鋼鑄物工；非鉄金属鑄物工；金型工；混砂工；溶解工(鑄物原料)；造形工；金属管鑄造工；鑄造工；注湯工；中子取；モールディングマシン工；砂落工；調砂工；中子工；鑄型工；手込造形工；機械込造形工；鍛造工；鍛造操炉工；自由鍛造工；鍛造プレス工；鍛造ハンマ工；型鍛造工；手かじ(鍛冶)工；工具かじ(鍛冶)工；かじ(鍛冶)工；火床工；熱間成形ばね工
×溶解工(非鉄金属)〔521〕；鑄物製品検査工〔561〕；鑄物木型工〔536〕；てい(蹄)鉄打替職〔469〕

523 金属工作機械作業従事者

旋盤・フライス盤(ミーリング)・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤(中ぐり盤)・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーパー・ホブ盤・研磨盤・ブローチ盤(矢通し)・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・冶具ポラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。金属材にプラスチック材などを結合させて切削するものも含まれる。

ただし、金属工作機械を用いて溶断を行う場合は小分類〔528〕に分類される。

旋盤工；タレット工；自動旋盤工；立旋盤工；ボール盤工；中ぐり盤工；ジグ中ぐり盤工；横中ぐり盤工；フライス盤工；歯切盤工；ホブ盤工；歯車形削り盤工；研削盤工；仕上機械工；平面研削盤工；円筒研削盤工；心なし研削盤工；ラップ盤工；ホーニング盤工；パフ盤工；特殊加工機工；形彫り放電加工機工；ワイヤ放電加工機工；電子ビーム加工機工；レーザー加工機工；電解加工機工；数値制御(NC)旋盤オペレーター；数値制御ボール盤オペレーター；数値制御中ぐり盤オペレーター；数値制御フライス盤オペレーター；マシニングセンター(MC)オペレーター；グラインダー工；実習助手(学校の金属工作機械)

×陶磁器ろくろ工〔532〕；機械彫刻工〔527〕；金属研磨工(針・ピン類を除く)〔527〕；のこ(鋸)盤工〔529〕；木工旋盤工〔536〕；プラスチック旋盤工〔538〕

524 金属プレス従事者

金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する仕事、及び刻印する仕事に従事するものをいう。

ただし、打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するものは小分類〔529〕に、板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものは小分類〔526〕に分類される。

プレス成形工(金属)；数値制御プレス工(金属)；金属プレス工
×打貫工〔529〕；金型取付工〔529〕

525 鉄工、製缶従事者

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

鉄塔・橋りょう(梁)・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク(鉄槽)などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け(罫)がき・孔あけ・ぎょう(撓)鉄・組立て・てんげき(填隙)・はつりの仕事に従事するものをいう。孔あけ・ぎょう鉄・組立て・てんげき・はつりの一部又は全部の仕事に従事するもの、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも含まれる。

ただし、現図展開・型板取・鋼板け(罫)がきの仕事に専ら従事するものは含まれない。

製缶工；フレーム製缶工；ボイラー組立工；金属製缶工；橋りょう工；鉄骨作り工；鉄工；機械鉄工；組立鉄工；構造物鉄工；造船鉄工；車台鉄骨曲げ工；かしめ工；造船組立工(鋼船)；コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)

×ブリキ缶製造工〔526〕；ドラム缶製造工〔526〕；け(罫)がき工〔529〕；車両鉄工〔544〕；現図工〔591〕

526 板金従事者

金切はさみ・つち(鎚)・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、ハンダ・硬ろう(蝋)・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも含まれる。

ただし、はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに従事するものは含まれない。

板金工；ブリキかざり(銚)職；き(素)地銅器工；銅工(板金作業)；銅打物職；トタン屋根ふき工；トタンとい(樋)職；板金加工職；ドラム缶製造工；ブリキ缶製造工

×いかけ(銚掛)職〔529〕；はんだ付工〔529〕；ガス溶接工〔528〕；現図工〔591〕；造船銅工(配管工)〔666〕

527 金属彫刻・表面処理従事者

各種の手工具・機械又は科学的腐し(蝕)技術によって金属に模様・文字・目盛・けい(罫)線・像を彫刻・切削加工する仕事、電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい(鍍)(着色を含む)・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう(滌)・仕上研磨の仕事、グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず(疵)取り、研磨又は切削加工をして仕上げる仕事に従事するものをいう。

ただし、美術品の創作及び貴金属の彫刻に従事するものは含まれない。また、機械的除脂・防せい(鍍)・研磨・つや(艶)出し・カバー掛けなどに専ら従事するものは小分類〔529〕に分類される。

金属彫刻工；かざり(銚)職(彫刻するもの)；金型彫刻工；活字母型彫刻工；金属目盛彫刻工；機械彫刻工；彫金工；なつ染ロール彫刻工；電気めっき工；化学めっき工；溶融めっき工；溶射めっき工；真空・気相めっき工；真空蒸着めっき工；イオンプレー工；スパッタリング工；陽極処理めっき工；化成処理めっき工；めっき工(金属)；めっき液試験分析工(金属)；金属研磨工(針・ピン類を除く)；鋼塊疵取工；鍍落工(バフ研磨機によらないもの)；可搬研磨工(ポータブル研磨工)；金属はつり工；バフ磨工(金属)

×彫刻家〔221〕；製版工〔537〕；ガラス目盛工〔545〕；貴金属彫刻師〔539〕；めっき液試験分析工(プラスチック)〔538〕

528 金属溶接・溶断従事者

アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。金属工作機械による溶断も含まれる。

ただし、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものは小分類〔525〕に分類される。

アーク溶接工；手動アーク溶接工；半自動アーク溶接工；抵抗溶接工；スポット溶接工；シーム溶接工；フラッシュバット溶接工；ガス溶接工；電子ビーム溶接工；プラズマ溶接工；レーザー溶接工；摩擦溶接工；超音波溶接工；ガス切断工；プラズマ切断工；レーザー切断工；自動車(乗用車)組立ガス溶接工

×電縫管製造工〔529〕；はんだ付工〔529〕；ろう付工〔529〕

529 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

金属を加熱・冷却することにより、焼ならし・焼なまし・浸炭焼入焼戻し・窒化・軟窒化などを行い、金属に一定の性質を与える仕事、金属熱処理品の準備(運搬のみに従事するものを除く)・後処理、

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

金属の塊・板・棒などから板・条・棒を製作するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・矯正ロールの仕事、押出し・引抜き・溶接などの方法によって金属管を製作・精整する仕事(熱間・冷間・溶融を問わない)、製管機械に連続する溶接・継ぎ目削り・のこ(鋸)断の仕事に従事し、溶融金属の押出しによる製管の溶融の仕事、金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く仕事、巻取の仕事、鉍石の粉碎・ばい(焙)焼・焼結・団鉍・仕上げなど小分類〔521及び522〕に含まれない金属材料製造の仕事に従事するもの、また、機械又は手道具を用いて網・かご(籠)・クリップ・ラスなどの針金製品の製造、針・ピン類の製造、及び冷間成形によるばねの成形の仕事、針・ピン類の材料の切断・孔あけ・成形・研磨(パフ磨きを除く)の仕事、金属の切断・はさみときなど小分類〔523～528〕に含まれない金属加工の仕事に従事するものをいう。

ただし、金属材料について単独に行われる切断の仕事、線素材の熱処理又は金属線の防せい(錆)の仕事に従事するもの、また、針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材料又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、及び熱間成形によるばねの製造の仕事に従事するものは含まれない。

焼ならし・焼なまし工; 焼入焼戻し工; 浸炭焼入焼戻し工; 窒化・軟窒化工; 高周波焼入焼戻し工; 熱処理工; 圧延加熱炉工; 熱間圧延工; 分塊圧延工; 条鋼圧延工(線材、形鋼、棒鋼); 鋼板圧延工(厚板、熱延); シームレス鋼管工; 冷間圧延工; 冷延工; 電磁鋼板工; ステンレス鋼板工; 表面処理鋼板工; 展延工(非鉄金属箔); 溶接鋼管工; 大径管工(スパイラル、UO管); 電縫管製造工; 鍛接管工; 圧延仕上工; 圧延ロール整備工; 伸線工; 裸線工; 合金線引抜工; 展延工; 電線工; 電線圧延工; 銅線引抜工; ニクロム線伸線工; 針金伸線工; ピアノ線伸線工; 巻取工; ワイヤスプラー工; ばい焼工; 焼結工; 鋳物仕上工; 鋳物型ばらし工; ショット・ブラスト工(金属材料製造); 鋳物はつり工; ガウジング工; 金属焼結工; 団鉍工; 粉末や(冶)金焼結工; 粉末や(冶)金成形・再圧縮工; 洋傘骨製造工; 金網編工; クリップ細工工; 針金細工工; 針金たが製造工; ピアノ線細工工; 有刺鉄線細工工; ワイヤロープ製造工; ラス製造工; 製釘工; 製びょう(鋳)工; 注射針製造工; つり(釣)針製造工; 縫針製造工; 編針製造工; ピン加工工; 安全ピン製造工; ヘアーピン製造工; 虫ピン製造工; ばね製造工(熱間成形を除く); ぜんまい製造工; ひげばね成形工(熱間成形を除く); ライターばね製造工(熱間成形を除く); 金属切断工(針・ピン類を除く); 金属はく(箔)はり工; 金粉職; はく打工; 検量工; とぎ師(はさみ・鎌・包丁); はんた付工; ろう付工; ロールによらない圧延工; シャーリング工; のこ(鋸)盤工; 心出工; 金型取付工; いかげ(鋳掛)職; 砂吹工(サンドブラスト工); 索具工; 金属製家具製造工; け(罎)がき工; 自動車車台材料切断工; 打貫工; ダイカスト工; 金属仕上工; 金属はつり工

× 熱処理品運搬員〔703〕; 金属管鋳造工〔522〕; ダイヤモンドダイス工〔539〕; 被覆電線製造工〔542〕; 熱間成形ばね工〔522〕; パフ磨工(金属)〔527〕; 金属研磨工(針・ピン類を除く)〔527〕; ガス溶接工〔528〕; プラスチック製品パフ磨き工〔538〕; 溶接検査工〔562〕; プレス検査工〔562〕; 金属切削製品検査工〔562〕

53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

道具や機械器具などを用いて、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などに係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造における装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類50に分類される。

531 化学製品製造従事者

道具や機械器具などを用いて、化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも含まれる。

ただし、動植物油脂を製造する仕事に従事するものは小分類〔533〕に分類される。

硝酸製造工; 硫酸製造工; 苛性ソーダ製造工; ソーダ灰製造工; カーバイド製造工; 硫酸亜鉛製造工; 二硫化炭素製造工; さらし粉製造工; ベンゾール製造工; テレピン油製造工; しょう(樟)脳油製造工; タンニン製造工; まつやに(松脂)精製工; アミノ酸液製造工; 圧縮ガス製造工; アルコール製造工; メラニン製造工; カーボンブラック製造工; アセチレンブラック製造工; 硝化綿製造工; サッカリン製造工; 染料製造工(天然・化学); 火薬製造工; 爆薬製造工; ニトログリセリン製造工;

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

カーリット製造工;合成樹脂製造工;石炭乾留工;熱処理工(化学又は顔料熱処理);木材乾留工;原油処理工;アルカリ回収工;アンモニア回収工;薬品回収工;ソーダ隔まく(膜)分離工(原油);薬品調合工(化学);アルカリ調整工;ファイバー塩化亜鉛液調整工;染料仕上工;化学薬品製造工;塩酸製造工;無塩しょう(醬)油製造工;合成ゴム製造工;化学肥料製造工;蒸留水製造工;セロファン製造工;合成繊維原料製造工;合成洗剤原料製造工;高压ガス作業主任者;石油薬品回収工;石油精製工;揮発油工;軽油工;パラフィン工;潤滑油精製工;原液調整工(化学繊維)(合成繊維を除く);紡糸工(化学繊維);後処理工(化学繊維);長繊処理工(化学繊維);短繊処理工(化学繊維);精練工(化学繊維);乾燥工(化学繊維);成形工(油脂加工);医薬品製剤工;粉碎工(化学製品製造);塗料工;塗料調合工;塗料ねっか(捏和)工;洗浄剤製造工(石けんを除く);合成洗剤製造工;製塩工;絵具製造工;グリース製造工;ピッチ製造工;ろうそく製造工;歯科用セメント製造工;鉛筆しん(芯)製造工;線香製造工;がん具花火巻工;雷管・導火線製造工;漆精製工;パテ製造工;農薬製造工(植物生長調整剤を含む);殺虫剤製造工(家庭用);渋精製工;アスファルト処理工;タール処理工(分留を除く);アンプル詰工;アンプル溶閉工;墨製造工;にかわ製造工;のり(糊)製造工;ペースト工;感光紙製造工;感圧紙製造工;接着剤製造工(ゴムのりを除く);印刷インキ製造工;真空缶分離機工;真空缶精塩工;乾燥工(化学製品製造);香料製造工;アイソトープ製造工
×包装(ラッピング)工〔721〕;塗料調整工(紡織)〔535〕;薬品検査工〔571〕

532 窯業・土石製品製造従事者

道具や機械器具などを用いて、ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。

ガラス原料工;れんが原料工;陶磁器原料工;石こう(膏)原料工;と(砥)粒原料工;窯業原料粉碎工;原料調合工;土練り工(陶磁器製造);粘土原料工(かわら製造);ガラス溶融炉工;ガラス原料精製工;光学ガラス溶融工;ガラス原料分級工;ガラスるつぼ工;ガラス成形工;板ガラス成形工;ガラス管成形工;ガラス繊維製造工;製瓶工;吹きガラス成形工;ガラスプレス成形工;ガラス熱処理工;ガラス徐冷工;ガラス熱処理強化工;耐火れんが成形工;れんが型打工;プレス工(れんが);かわら切断工;トンネルかま(窯)工(れんが・かわら類);かま(窯)詰工(れんが・かわら類);れんが仕上工;かわら仕上工;土管仕上工;かわら製造工;れんが焼成工;かわら焼成工;モザイク製造工;土管成形工;取出工;自動ろくろ成形工;流込成形工(陶磁器);プレス成形工(陶磁器);押し出し成形工(陶磁器);型起こし成形工(陶磁器);さや(匣鉢)成形工(えんごろ工);陶管工;陶磁器ろくろ工;陶器焼成工;さや(匣鉢)焼成工;素焼焼成工;陶磁器レース加工工;陶磁器仕上研磨工;陶磁器鑄込工;土がま(釜)成形工;土なべ(鍋)成形工;内ごて造工;陶器旋盤工;生型仕上工;タイル成形工;絵がま(釜)焼成工;かま(窯)焼工;植木鉢成形工;陶工;乾燥型仕上工(陶磁器);タイル型はめ工;楽焼工;絵付工(窯業);陶磁器絵付工;ガラス絵付工;七宝下絵書工;漆絵付工(窯業);銅板絵付工(窯業);画工(窯業);素描工(窯業);線ひき工(窯業);彩色工(窯業);転写紙は(貼)り付工(窯業);絵付線引工(窯業);吹付工(窯業);ゴム印押工(窯業);皿絵付工;コンクリートブロック製造工;コンクリート舗装板製造工;セメントかわら製造工;厚形スレート製造工;コンクリートポール製造工;コンクリートパイル製造工;コンクリート管製造工;ヒューム管製造工;パイルセメント板製造工;木毛セメント板製造工;木片セメント板製造工;人造石(テラゾー)製造工;生コンクリート製造工;石工;石切工;石研磨工;石彫工;石文字彫工;石積工;天然スレートかわら製造工;墓石工;大理石加工工;かわら施ゆう(釉)工;ゆう薬調整工;ゆう薬製造工;うわぐすり点付工;うわぐすりかけ工;ほうろう鉄器工(鉄板加工を除く);ほうろうがけ工;ほうろう焼成工;ほうろう焼入工;ほうろう仕上工;ガラス熱加工工;パーナー加工工(ガラス);ガラス火切・口焼工;ガラスカッティング工;ガラスカット工;ガラス研磨工;銀引き工(ガラス);アンプル細工工;石こう製造工;焼石こう製造工;石こうプaster製造工;石こうボード製造工;チョーク製造工;七宝工;七宝線付工;七宝ゆう(釉)差し工;七宝焼成工;七宝研磨工;すずり(硯)製造工;研磨材料製造工;研磨用品原料粉碎工;金剛砂製造工;研削と(砥)石製造工;布やすり工;紙やすり製造工;磨き砂製造工;ガラス繊維工;ビーズ工;風鈴(ガラス)製造工;ボタン(ガラス)製造工;碁石(ガラス)製造工;玉すだれ製造工;るつぼ製造工;バラスト製造工(採石場でないもの);研削材製造工;ドロマイト製造オペレーター;うんも(雲母)製品仕上工;岩綿製造工;石灰粉碎工;フレイヤー工;研磨紙製造工;鉦さい(滓)繊維製造工;大理石細工工;石細工師;天然と(砥)石工;碎石工(山元を除く);石印材工
×光学レンズ研磨工〔545〕;ガラス目盛工〔545〕;土管検査工〔572〕;画工(窯業を除く)〔591〕;セメント袋詰工〔721〕;ヒューム管接続工〔666〕;コンクリート練り工〔681〕;き(素)地銅器工〔526〕;ガラス目盛墨入工〔545〕;ガラス目盛腐しょく(蝕)工〔545〕;検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)〔573〕;ガラス繊維織物工〔535〕;水晶加工工(印判師を除く)〔539〕;人造真珠加工工〔539〕;水晶印判師〔539〕;

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

検瓶工(再生資源回収)(729);石切工(採石場)(692);めのう加工工(539);ガラス製品検査工(572);板ガラス検査工(572);陶磁器検査工(572);土管検査工(572);検瓶工(ガラス瓶製造)(572)

533 食料品製造従事者

道具や機械器具などを用いて、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ(麸)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事などに従事するものをいう。

ただし、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは小分類〔531〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46又は48〕に、と(屠)殺の仕事に従事するものは小分類〔539〕に分類される。

精穀工;精米工;精米機運転工;精麦工;小麦製粉工;そば粉製粉工;米粉製造工;白玉粉製粉工;じょうしん粉製造工;さらしあん製粉工;でん粉製粉工;甘しょ(蒟)でん粉製造工;くず(葛)粉製造工;きな粉製造工;こんにやく粉製造工;味そ製造工;しょう油製造工;魚油製造工;肝油製造工;内臓油製造工;オリーブ油製造工;落花生油製造工;ひまし油製造工;綿実油製造工;木ろう製造工;ごま油製造工;菜種油製造工;こめ油製造工;あまに油製造工;きり油製造工;ひまわり油製造工;大豆油製造工;天ぷら油製造工;サラダ油製造工;マーガリン製造工;ショートニング製造工;ラード製造工;精製工(動植物油脂);搾油工(動植物油脂);抽油工(動植物油脂);脱酸工(動植物油脂);脱色工(動植物油脂);脱臭工(動植物油脂);含みつ糖製造工;粗糖製造工;精製糖製造工;液糖製造工;てん菜糖製造工;氷砂糖製造工;角砂糖製造工;炭素回収工(精糖);食酢製造工;ソース製造工;ケチャップ製造工;マヨネーズ製造工;こしょう製造工;カレー粉製造工;七色唐がらし製造工;からし製造工;西洋からし製造工;粉わさび製造工;うどん製造工;乾めん製造工;生めん製造工;ゆでめん製造工;きしめん製造工;そうめん製造工;そば製造工;マカロニ製造工;スパゲッティ製造工;ワンタンの皮製造工;シューマイの皮製造工;製めん機工;うどん釜ゆで工;めん類乾燥工;食パン製造工;ビスケット製造工;ウエハース製造工;クッキー製造工;菓子パン製造工;クラッカー製造工;ベーকার;和生菓子司;上物職人(和生菓子);ようかん製造工;もなか製造工;もち(餅)菓子職;まんじゅう職;どら焼職;石ごろも製造工;甘納豆加工工;いり豆製造工;今川焼職;キャラメル製造工;ドロップ製造工;あめ菓子製造工;チョコレート製造工;乾パン製造工;油菓子製造工;ドーナツ製造工;ポーロ製造工;パン仕込工;パン原料混合工;はっ(醜)酵工;いろいろ職;せんべい職;うるちせんべい製造職;せんべい味付工;干菓子職;らくがん製造職;おこし製造職;おのろけ豆製造工;落花生加工工;もなかの皮製造工;チューインガム製造工;綿菓子製造工;ヌガー製造工;あめ原料調合工;焼成工(パン・菓子);パン焼工;衣かけ工;製菓衛生師(パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類);あられ製造職;朝日豆製造職;回転焼職;だんご焼職;大福もち製造職;あん製造工;ぶたん漬職;菓子砂糖漬物製造工;あめ原料仕込工;さらしあめ切断工;豆腐製造工;焼豆腐製造工;高野豆腐(しみ豆腐)製造工;油揚製造工;なまあげ製造工;がんもどき製造工;湯葉製造工;こんにやく製造工;しらたき製造工;ふ製造工;飲用乳製造工;粉乳製造工;練乳製造工;コンデンスミルク製造工;バター製造工;チーズ製造工;クリーム製造工;ミルク処理工;はっ(醜)酵乳製造工;乳飲料製造工;殺菌工(乳製品製造);鳥獣肉漬工;味そ漬肉製造工;つくだ煮製造工(鳥獣肉);かす(粕)漬肉製造工;かす(粕)漬製造工(鳥獣肉);くん製製造工(鳥獣肉);塩漬工(鳥獣肉);ハム製造工(鳥獣肉);ベーコン製造工(鳥獣肉);ソーセージ製造工(鳥獣肉);腸詰工(鳥獣肉);水産物塩蔵工;塩辛製造工;水産物かす(粕)漬製造工;水産物くん製加工工;ねりうに(雲丹)工;水産物つくだ(佃)煮製造工;かつおぶし製造工;からすみ工;水産ねり物製造工;かまぼこ製造工;とろろこんぶ製造工;わかめ乾燥工;ひじき乾燥工;桜えび(海老)加工工;水産物ふりかけ製造工;でんぷ加工工;魚粉製造工;干しこんぶ製造工;魚肉ハム・ソーセージ製造工;さつま揚げ製造工;煮干し工;干物製造工;するめ加工工;のり(海苔)製造工;干しこんぶ加工工;寒天製造工;ところてん製造工;干しかずのこ製造工;竹輪製造工;はんべん製造工;梅干し漬工;千枚漬工;たくあん(沢庵)漬工;福神漬工;らっきょう漬工;酒かす(粕)漬工(野菜);塩漬工(野菜);酢漬工(野菜);味そ漬工(野菜);しょうが漬物工;ジャム製造工;ぬか漬工;奈良漬製造工;わさび漬製造工;缶詰材料調理工;缶詰工;水産缶詰製造工;畜産缶詰製造工;野菜缶詰製造工;果実缶詰製造工;しょう油缶詰工;瓶詰工;食品瓶詰製造工;加熱殺菌工;調味液工;密封工;袋詰工(調理食品);パン粉製造工;生酢精製工;酵母培養工;イースト培養工;オブラート製造工;たる詰工;開俵工;麦芽工;種こうじ工(酒・味そ・しょう(醬)油製造を除く);種こうじ培養工(酒・味そ・しょう(醬)油製造のこうじ造り工を除く);薬味製造工;ピーナツバター製造工;アイスクリーム製造工;アイスキャンデー製造工;天ぷら揚げ職人(飲食店以外);コロッケ製造人(飲食店以外);シューマイ製造人(飲食店以外);即席ラーメン製造工(製めんを除く);乾燥野菜製造工;コーヒーひき工;もやし製造工(工場生産);たいみそ製造工;納豆製造工;水あめ製造工;ころ柿製造工;食用ゼラチン工

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

×脱穀・調整人〔461〕;袋詰工(包装)〔721〕;原料運搬員〔703〕;袋詰工(荷造)〔706〕;しょう(樟)脳油製造工〔531〕;硬化油製造オペレーター〔501〕;脂肪酸製造オペレーター〔501〕;石けん製造オペレーター〔501〕;調理師〔391〕;めん類結束工〔721〕;豆腐呼売人〔324〕;網子(海面)〔481〕;製氷工(氷室作業員)〔539〕;無塩しょう(醬)油製造工〔531〕;検瓶工(ガラス瓶製造)〔572〕;と畜作業員〔539〕;検瓶工(再生資源回収)〔729〕

534 飲料・たばこ製造従事者

道具や機械器具などを用いて、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。

ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46〕に分類される。

緑茶製造工;せん茶製造工;玉露製造工;まっ茶製造工;番茶製造工;いり(炒)茶製造工;紅茶製造工;ウーロン茶製造工;荒茶製造工;粉末茶製造工;清酒醸造工;杜氏(とうじ);清酒もろみ造り主任;清酒こうじ造り主任;酒母造り主任;清酒製造作業員;ビール醸造工;果実酒製造工;ぶどう酒製造工;りんご酒製造工;みかん酒製造工;洋酒製造工;蒸留酒製造工;焼酎製造工;ウイスキー製造工;ブランデー製造工;混成酒製造工;合成酒製造工;白酒製造工;みりん製造工;ワイン製造工;泡盛製造工;梅酒製造工;ジュース製造工;サイダー製造工;コーラ製造工;コーヒー飲料製造工;ミネラルウォーター製造工;茶系飲料製造工;シロップ製造工;ラムネ製造工;炭酸水製造工;粉末飲料製造工;炭酸飲料製造工;たばこ原料処理工;たばこ原料加工工;製品たばこ製造工;麦茶製造工;こぶ茶製造工;はぶ茶製造工;はま茶製造工

×瓶詰工〔533〕;たる詰工〔533〕;酵母培養工〔533〕;検瓶工(瓶詰食品・飲料)〔573〕;開依工〔533〕;ボイラー・オペレーター〔642〕;選瓶工〔729〕;洗瓶工〔729〕;打検工〔573〕;たばこ巻取検査工〔574〕

535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者

道具や機械器具などを用いて、糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地(ニット生地を含む)・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。

ただし、化学繊維の製造・紡織作業に従事するものは小分類〔531〕に、袋物の製作作業に従事するものは小分類〔539〕に分類される。

紡績工;混打綿工;せつりゅう(櫛梳)工;練糸工;粗紡工;精紡工;ガラ紡工;合糸工;ねん(撚)糸工;加工糸工;織機準備工;整経工(織機準備);はた(機)ごしらえ工;製布工;織工;手織工;平織工;あや(綾)織工;麻織工;絹織工;織機台持工;パイル織工;ブロード織工;シール織工;じゅうたん織工;毛布織工;マフラー織工;だん(緞)通工;織フェルト工;帯地織工;どん(緞)子織物工;べっちゃん織物工;ピロード織物工;ガラス繊維織物工;ウール地織物工;テプリボン織物工;精練・漂白工(紡織);漂白仕上工;染物師;染色工;なつ染工;調色工;水洗工(紡織染色);仕上工(紡織);あい(藍)染工(紡織);プリント工(紡織);手なつ染工(紡織);布なつ染工;絞染工(紡織);友禅染工;整経工(編物・網立);手編工;レース編工(リバーレース・トリコット編工を含む);毛糸帽子編立工;手編ネット工;丸編工;台丸編工;たて(経)編工;横編工;靴下編立工;作業手袋編立工;ニット生地修理工;婦人服仕立工;子供服仕立工;洋裁工;洋裁師;洋裁見習工;仮縫工(婦人服);洋服工;仮縫工(洋服);洋服裁縫師;紳士服仕立工;男子服仕立見習工;和裁工;和服仕立工;羽織仕立工;和式下着裁縫工;帯仕立工;はかま仕立工;能衣装仕立工;けさ(法衣)仕立工;肩掛仕立工;和服修理工;布はくミシン工;運動靴ミシン縫製工;ニット縫製工;学生服縫製工;雑きん(巾)縫製工;シャツ縫製工;足袋縫製工;カーテン製造工;シーツ製造工;スカート製造工;ワイシャツ製造工;ボタン付工;縁かがり工;織布ミシン工;洋服ミシン工;帽子ミシン工;洋傘ミシン工;キルティング製品縫製工;縄ない(絢)工;真田ひも工;組ひも編工;麻ロープ製造工;マニラロープ製造工;合成繊維ロープ製造工;製網工;ネット製造工;ヘヤーネット製造工(人毛を除く);ハンモック製造工;選繭工;煮繭工;配繭工;ガーネット工;せん毛工;繰糸工;結束工(製糸);揚返工;かせ取工;洗毛工;煮麻工;ラップ運搬工;管運搬工;ケーキ運搬工;ケーキ取付工;コップ蒸し工;よこ(緯)つぎ工;きず取工;節取工;コーン巻工;毛焼工;ヤール掛工;縮じゅう(絨)工;布巻取工;機械折たたみ工;製綿工;ふとん綿打直し工;タフテッド工;フック工;脱脂綿製造工;フェルト電着工;擬革製造工;リノリウム製造工;油布製造工;塗料調製工(紡織);塗布工(油布);起毛工;ガス焼工(綿布);キルティング生地製造工;フェルト製造工;不織布製造工;手刺しゅう工;機械刺しゅう工;ミシン刺しゅう工;アップリケ刺しゅう工;レース刺しゅう工;美術刺しゅう工;手袋刺しゅう工;裁断工(衣服・繊維製品);布地裁断師;足袋裁断工;洋服裁断師;ほう(庖)裁工;大裁工;カラー裁断工;毛皮裁断工;毛皮仕立工;革製衣服製造工;革ジャンパー仕立工;布手袋製造工;鼻緒製造工;パフ製造工;衣料仕上工;プレス仕上工;かけはぎ職;

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

さし工;洋服ボタン付工;ふとん綿入工;リボン製造工;ふとん手縫仕立工;寝具仕立工;帆製造工;天幕製造工;郵袋製造工;ほろ製造工;帽子製造工;学帽製造工;野球帽製造工
 × 紡糸工(化学繊維)[531];湯通し工[386];精練工(化学繊維)[531];毛皮漂白工[539];い(蘭)染工[536];紙染工[536];革染工[539];ワイヤーロープ製造工[529];金網編工[529];紙ひも工[536];人毛綱工[539];紡績機械保全工[551];擬革紙製造工[536];紙綿製造工[536];定期掃除工(紡績)[729];服飾デザイナー[224];セメント袋ミシン工[536];高周波ミシン工[538];紙切断工[536];パタンナー[591];靴製造工[539];靴修理工[539];革鼻緒製造工[539];革手袋縫製工[539];袋物製造工[539];生糸検査工[575];紡織検査工[575];織布検査工[575];織維製品検査工[575]

536 木・紙製品製造従事者

道具や機械器具などを用いて、板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する仕事、木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。

ただし、木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するものは小分類[539]に分類される。

木箱製材工;板割角製材工;床柱製作工;のこ(鋸)機械工;チップパー工;木取工(製材);ハンドル工(製材);帯のこ運転工(製材);チップ選別工;丸のこ運転工(製材);フローリング工(製材);ロールバンド工(製材);銘木工(製材);銘板工(製材);単板製作工;ベニヤ(単板)工;薄板切断工;合板接着工;プレス工(合板);合板裁断工;特殊合板工;械プレカット工;機械木工;かな機木工;割ばし(箆)木工;しゃくし(杓子)木工;木工旋盤工;木工フライス盤工;ほぞ穴あけ工;プレーナー工(木材);木彫刻師;ろくろ工;木製ろくろ工;くりもの工;フローリング工(製材を除く);人形彫師;木版製作工;木管製造工;玉台修理工;木型工;工作木型工;木型旋盤工;木型大工;靴木型製作工;鋳型模型工;鋳物木型工;将棋彫駒製作工;鏡台製造工;額縁製造工;神棚製造工;障子製造工;机製造工;いす製造工;ふすま骨製造人;木工機械加工工(家具);オルガンばこ(函)製造工;木製ます製造工;人形ケース製造工(木製);指物大工;家具大工;洋家具製造工;木製寝台製造工;建具工;家具組立工;金具付工(家具);モザイク工;たんす仕上工;家具修理工;家具製造工;パルプ工(製紙);蒸解工(製紙原料);溶解工(製紙原料);漂白工(製紙);調薬工(製紙);調整工(製紙原料);パルプすき取工;古紙精選工;製紙工;抄造工;仕上工(スーパー・ワインダ工)(製紙);アート・コート原紙すき工;紙手すき工;手すき和紙工;紙器製造工;折りたたみ箱製造工;紙皿製造工;紙コップ製造工;ファイバークューブ製造工;薬品容器製造工(紙製);化粧品容器製造工(紙製);電球サックはり工;クラフト紙袋製造工;セメント袋製造工;セメント袋ミシン工;紙筒製造工;菓子箱製造工(紙製);機械箱工;段ボールかん(函)製造工;紙ばこのり(糊)は(貼)り工;紙管製造工;コーン製造工(紙器);ファイバークーン製造工;針金止工(紙製容器);飲料容器製造工(紙製);紙袋製造工(軽量袋);紙袋は(貼)り工;封筒製造工;手さげ紙袋製造工;たけ(丈)長紙製造工;元結製造工;水引製造工;金封製造工;水引ゆい工;紙より工;荷札仕上工;紙ひも工;セロファンひも製造工;船大工;船匠;川船大工;小型船舶大工;ヨット製造工;ボート製造工;船体組立木工;木船水止工;木船修理工;扇骨師;うちわ骨師;ちょうちん骨製造工;和傘竹骨製造工;竹すだれ製造工;ざる製造工;竹ぐし(串)製造工;竹ぼうき製造工;毛糸手編棒製造工;つりざお製造工;虫かご製造工;ささら製造工;しんし(伸子)製造人;蚕具製造工(竹製);熊手製作工;筆軸製作工;竹いす製造工;竹製烏かご製造工;竹たが製造工;竹材染工;かご編工;果物かご仕上工;茶せん製造工;炭俵製造人;畳床製造工;わらぞうり作り;パナマ帽体工;とう(籐)・き(杞)柳製家具製造工;き(杞)柳行李製造工;麦わら帽体工;しだ加工工;あけび加工工;い(蘭)草加工工;い(蘭)染工;いす(とう製)製造工;安楽いす(とう製)製造工;畳表製造工;ござ織職;角マット製造工;座敷ぼうき製造工(草製);塗工紙製造工;ビスコース塗工紙製造工;色紙製造工;紙染工;硫酸紙製造工;ろう(蠟)紙製造工;油紙製造工;合成樹脂浸透紙製造工;バルガナイズドファイバー製造工;渋紙製造工;擬革紙製造工;パラフィン紙製造工;合成樹脂塗工紙製造工;アートコート紙製造工;酢酸紙製造工;耐酸紙製造工;温床紙製造工;積層加工紙製造工;ターポリン紙製造工;合成樹脂ラミネート紙製造工;金属はく(箔)ラミネート紙製造工;防水包装紙製造工;ルーフィング製造工;カーボン紙製造工;紙テックス製造工;経木紙製造工;段ボール製造工;紋紙製造工;ふすま紙製造工;ふすま紙型置工;壁紙製造工;転写紙製造工;エンボス加工紙製造工;木材防腐工;木材耐火処理工;小羽割工;木材乾燥工;木材見積人;製材整理人;げた製造工;木製サンダル製造工;げた材木取工;げた木地加工工;経木細工工;い(蘭)草選別工;木製セパレータ工;合板選別工;木箱製造工;板箱製造工;折箱製造工;木毛製造工;セロファン木毛製造工;コルク製造工;洋服掛製造工;なべふた(鍋蓋)製造工;木ぐし(櫛)製造工;ペン軸製造工;げた台成形工;鼻緒立

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

工;野球バット製造工(木製);羽子板製造工(押絵羽子板を除く);碁・将棋盤製作者;マッチ軸木工;荷造木箱製造工;皮はぎ工(製材業);たらい製造工;曲物製造工;ひ(檜)物製造工;木製おけ製造工;たる工;ビールだる製造工;漬物だる製造工;三宝製造工;味そだる製造工;紙切断工;カッター工(紙巻取切断工);断裁工(製本);断裁工(加工紙製造);断裁工(紙製容器);巻取工(製紙);筒切工;選別工(製紙);型紙彫刻士;染型彫刻工;紋切工;ジャカード孔あけ工;紙のり(糊)は(貼)り工(他に分類されないもの);障子紙はり継ぎ工;紙綿製造工
 ×造材作業員〔472〕;皮はぎ作業員(造材)〔472〕;きこり〔472〕;彫刻家〔221〕;陶磁器ろくろ工〔532〕;金属彫刻工〔527〕;印判師〔539〕;車両現図工〔591〕;型枠大工〔651〕;金属製家具製造工〔529〕;いす張り工〔539〕;家具塗装工(漆を除く)〔591〕;船台大工〔544〕;現図工〔591〕;和傘製造工〔539〕;ちょうちんはり工〔539〕;うちわはり工〔539〕;サンダル(プラスチック)製造工〔538〕;押絵羽子板製造工〔539〕;げた台まき絵付工〔539〕;げた台塗装工〔591〕;ファイバー塩化亜鉛液調整工〔531〕;セロファン製造工〔531〕;感光紙製造工〔531〕;感圧紙製造工〔531〕;研磨紙製造工〔532〕;紙袋印刷工〔537〕;造花製造工〔539〕;のり(糊)さし工(製本)〔537〕;表具工〔539〕;丸太検査工〔576〕;木型検査工〔576〕;木材検査工〔576〕;仕上検査工(紙・紙製品製造)〔576〕

537 印刷・製本従事者

道具や機械器具などを用いて、製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。

ただし、木版の製作作業に従事するものは小分類〔536〕に分類される。

植字工;機械植字工;文字組版工;写真植字機オペレーター;写真植字工;電算写植工;版組工;電子組版機オペレーター;版下デザイナー;製版工;印刷製版工;平版製版工;写真製版工;グラフィア製版工;プラスチック製版工;オフセット製版工;紙型工;活版鋳込工;鉛版鋳込工;印刷鉛版工;焼付工(製版);刷版作業員;DTPオペレーター;凸版印刷工;活版印刷工;平版印刷工;オフセット印刷工;グラフィア印刷工;凹版印刷工;プラスチック印刷工;新聞印刷工;織物印刷工;名刺印刷工;段ボール印刷工;紙袋印刷工;輪転機運転工;校正刷工;調肉工(印刷);金属板印刷工;時計文字盤印刷工;フレキシ印刷作業員;シルク印刷工(染色業以外);製本工;折工(製本);紙折工(製本);背とじ工;背固め工;のり(糊)さし工(製本);表紙くるみ工;表紙仕上工;カバー掛工;ブリキ刷込工;印刷写真工;修正工(印刷);校正工;製本はく(箔)押工;レタッチャー;
 ×金属彫刻工〔527〕;木版製作工〔536〕;写真焼付工〔591〕;布なつ染工〔535〕;断裁工(製本)〔536〕;活字母型彫刻工〔527〕;青写真工〔591〕

538 ゴム・プラスチック製品製造従事者

道具や機械器具などを用いて、ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品(合成ゴムを含む)の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。

ゴム処理工(洗浄・前加熱・切断など);配合工(ゴム);素練り工(ゴム)(素練り・ストレーナ操作など);混練り工(ゴム)(ロール・バンバリーによる混練り);合せ型製品成形工(ゴム);は(貼)り付け型製品成形工(ゴム);ライニング成形工(ゴム);アSEMBL成形工(ゴム);カレンダー工(ゴム);押し出し工(ゴム);ゴム引工;フォームラバー製造工;ラテックス製品製造工;エポナイト加硫工;プレス加硫工;焼付加硫工;ゴム風船成形工;ゴムまり成形工;ゴム靴成形工;タイヤ工;合成樹脂製品成形工;圧縮成形工(プラスチック);射出成形工(プラスチック);押し出し成形工(プラスチック)(インフレーションを含む);積層成形工(プラスチック);発ぼう(泡)成形工(プラスチック);スラッシュ成形工(プラスチック);熱成形工(プラスチック);回転成形工(プラスチック);サンダル(プラスチック)製造工;碁石(プラスチック)製造工;高周波ミシン工;高周波ウエルダ工;裁断工(プラスチック製品);プラスチック旋盤工;ゴム塗布工;レインコート塗布工;ゴム防水工;セルロイド裁断工;ゴムシート裁断工;石綿ゴム混合工;のり(糊)引工(地下足袋製造);再生ゴム製造工;型抜工(プラスチック);セロファンテープ製造工;型抜工(ゴム)(タイヤ・水枕・手袋等);切削工(ゴム)(エポナイト・糸ゴム・バンド等);仕上工(ゴム)(チューブ張り合せ・ばり取り・表面研磨);仕上工(プラスチック);プラスチック製品バフ磨き工;原料樹脂処理工(タブレット・混練り);めっき工(プラスチック製品);組立工(プラスチック製品);溶接工(プラスチック製品)(高周波溶接を除く);プラスチック混練り工;タイヤ修理工;めっき液試験分析工(プラスチック)

×合成ゴム製造工〔531〕;がん具(ゴム製)組立工〔539〕;バフ磨き工(金属)〔527〕;靴(プラスチック)縫製工〔539〕;ケミカルシューズ縫製工〔539〕;塩化ビニル樹脂かばん製造工〔539〕;めっき液試験分析工(金属)〔527〕;自動車タイヤ整備士〔553〕;リノリウム製造工〔535〕

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

539 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

道具や機械器具などを用いて、小分類〔531～538〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品(衣服を除く)の製造の仕事、かばん・袋物・がん(玩)具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事、内張、表具など他に分類されない製造の仕事に従事するものをいう。

毛皮工;製革工;水戻し工;脱毛工;革染工;染料調合工(製革);す(漉)き割り工;皮なめし工;毛皮なめし工;なめし剤調合工;革乾燥工;革仕上げ工;タンニン工(製革);クロム仕上工(製革);レタニング工(製革);毛皮漂白工;靴製造工;靴修理工;靴直し工;靴皮採寸工;靴皮裁断工;靴型入工;靴型抜工;革靴ミシン掛工;製甲工;靴(プラスチック)縫製工;革靴底付工;アリアン工;かかと(踵)付工;靴びょう(鋌)打工;靴仕上工;サンダル(革)製造工;スリッパ(革)製造工;ケミカルシューズ製造工;ケミカルサンダル製造工;革裁断工;硬式ボール縫製工;革ベルト製作工;革パッキン製造工;靴敷革製造工;革手袋縫製工;革サドル製造工;革ぞうり製造工;革鼻緒製造工;ミット・グラブ製造工;くら(鞍)製造工;紡織用革製品製造工;バレーボール製造工;フットボール製造工;革シート製造工;サッカーボール製造工;かばん製造工;塩化ビニル樹脂かばん製造工;スーツケース製造工;トランク製造工;ボストンバッグ製造工;ランドセル製造工;リュックサック製造工;ハンドバッグ製造工;袋物製造工;写真機ケース製造工;財布製造工;名刺入製造工;定期券入製造工;懐中鏡入製造工;印鑑サック製造工;信玄袋製造工;手さげ袋製造工(紙製を除く);はこせこ製造工;楽器ケース製造工;がん具(金属製)組立工;がん具(ゴム製)組立工;がん具(プラスチック製)組立工;ミニカー組立工;人形組立工;フランス人形組立工;節句人形組立工;がん具楽器組立工;児童用乗物組立工;がん具(木製)工;がん具(竹製)工;がん具(布製)工;がん具(セルロイド製)工;がん具(甲・角・貝・きば製)工;動物がん具工;がん具(陶磁器製)工;土人形製造工;人形(プラスチック製)組付工;押絵羽子板製造工;がん具(ガラス製)加工工;人形着付師;人形(布製)縫製工;ゴム人形製造工;縫いぐるみがん具製造工;ちょうちんはり工;ぼんぼり製造工;うちわはり工;せんす折師;せんす仕上師;和傘製造工;ほうき製造工(竹製を除く);人毛ブラシ製造工;針金ブラシ製造工;ビニルブラシ製造工;煙突掃除用ブラシ製造工;歯ブラシ製造工;棒ブラシ製造工;はけ製造工;たわし製造工;漆器工;漆塗工;硬質漆器工;木製漆器工;金属漆器工;漆下塗工;漆上塗工;漆器研出し工;沈金彫師;沈金はく入工;まき絵師;塗りげたまき絵師;げた台まき絵付工;装身具仕上工;貴金属細工工;貴金属彫刻師;貴金属象眼師;貴金属ブローチ製造工;飾り職(貴金属);宝石細工工;べっ甲職人;角パイプ工;印材(角)工;宝石研磨工;ダイヤモンドダイス工;めのう加工工;水晶加工工(印判師を除く);真珠加工工;貝細工工;貝ボタン細工工;碁石加工工;さんご加工工;模造品(貴金属・宝石)細工工;人造宝石加工工;人造真珠加工工;象げ(牙)細工工;どう(撞)球製造工;印判師;印匠;てん(篆)刻師;水晶印判師;印鑑製造人;スタンプ印製造工;木判工;ゴム印彫刻工;印章彫刻工;印材彫刻師;はたき製造工;羽根細工工;羽根加工工;かつら製造工;ヘヤネット製造工;かもし製造工;洋傘製造工;こうもり傘製造工;洋傘はり工;洋傘仕上工;いす張り工;いすシート張り工;クッション工;詰物工(内張);船舶内張工;航空機内張工;自動車内張工;旅客車内張工;裏内張工;いす張替工;内張修理工;ベッド装飾工;ほろ張り工;小箱(おおい)被工;表具工;大経師;経師屋;からかみ表具師;軸物師;ふすまは(貼)り職;壁紙は(貼)り職;金びょうぶ(屏風)は(貼)り職;と畜作業員;内臓処理工;皮はぎ工;原皮製造工;ガット製造工;はく(剥)製工;解剖標本作成工;肥料製造工(鶏ふん(糞)・魚肥・たい(堆)肥・大豆かすなど);トランペット組立工;タンバリン組立工;木琴組立工;バイオリン組立工;ハーモニカ組立工;アコーディオン組立工;オルゴール組立工;オルゴール鳴金取付工;楽器修理工;シャープペンシル組立工;太鼓組立工;製氷工(氷室作業員);模型製作工;人体模型工;マネキン人形製作工;立体地図工;食品見本模型工;木製模型工;乗物模型工;金属模型工;毛筆製造工;整毛工(毛筆製造);しん立工(毛筆製造);マッチ製造工;羽根ほうき(箒)製造工;造花製造工;花輪製造工;押絵製造工;祝飾物製造工;折紙細工工;人毛マット製造工;ボールペン組立工;万年筆組立工;眼鏡つる製造工;楽器組立工;ピアノ精密組立工;アクション取付工;ピアノ調整工;ギター組立工;音響試験工(ギター製造);ギター仕上工;ほっす(払子)製造工;人毛網工;れん炭製造工;オガ炭製造工;オガライト製造工;木質粒状燃料製造工;たどん製造工;豆炭製造工;熱管理工;織物意匠図工;小道具工(演劇)

×木製サンダル製造工〔536〕;げた製造工〔536〕;ゴム靴成形工〔538〕;サンダル(プラスチック)製造工〔538〕;仕上検査工(皮革製品)〔579〕;革製衣服製造工〔535〕;毛皮裁断工〔535〕;毛皮仕立工〔535〕;手さげ紙袋製造工〔536〕;がん具花火巻工〔531〕;羽子板製造工(押絵羽子板を除く)〔536〕;ゴム風船成形工〔538〕;ゴムまり成形工〔538〕;ゴムまり絵付工〔591〕;扇骨師〔536〕;和傘竹骨製造工〔536〕;ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔591〕;ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔591〕;竹ぼうき製造工〔536〕;ささら製造工〔536〕;家具塗装工(漆を除く)〔591〕;碁石(ガラス)製造工〔532〕;金属彫刻工〔527〕;碁石(プラスチック)製造工〔538〕;木彫刻師〔536〕;洋傘骨製造工〔529〕;

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

洋傘ミシン工〔635〕; 歯科技工士〔107〕; 化学肥料製造工〔531〕; ささら製造工〔536〕; ゴムまり絵付工〔591〕; 大道具工(演劇)〔661〕; 室内装飾工〔669〕; じゅうたん張工〔669〕; 仕上検査工(皮革製品)〔579〕; 鉛筆検査工〔579〕; 万年筆検査工〔579〕; 漆器製品検査工〔579〕; 製品検査工(ギター製造)〔579〕

54 機械組立従事者

道具や機械器具などを用いた手作業により、個々の部品を結合し、調整して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械を完成させる仕事に従事するものをいう。

ただし、機械の組み立てにおいて産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類51に分類される。

541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く)の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。

マシニスト; 機械組立工; 医療機械器具組立工; 編物器組立工; 内燃機関組立工; 印刷機械組立工; エンジン組立工; 織機組立工; 研磨盤組立工; 工作機械組立工; 削岩機組立工; 製菓機械組立工; 製材機械組立工; 染色仕上機械組立工; ミシン組立工; タービン組立工; エレベーター組付工; エスカレーター組付工; 機械据付工; 機械調整工; 鉄砲組立工; 化学機械組立工; 動力耕うん機組立工; パワーショベル組立工; 圧延機組立工; 紡績機械組立工; クレーン組立工; 精米機組立工; バルブ製造装置組立工

× 機械保全工〔551〕; 拡声器組立工〔542〕; 映写機組立工〔545〕

542 電気機械器具組立従事者

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の製造・組立及び調整の仕事に従事するものをいう。

発電機組立工; 電動機組立工; 回転子製造工; コイル巻工(回転電気機械用); トランス製造工; 配電盤組立工; 整流機組立工; 変圧器組立工; 変流機組立工; スイッチ組立工; 回転機巻線工; 電動機巻線工; 電気通信機組立工; 無線通信機組立工; 電話機組立工; 電話交換機組立工; コイル巻工(電話); コンデンサー組立工; シャシー組立工(電気通信機器); ピックアップ組立工; 拡声器組立工; コイル巻工(ラジオ); ラジオ組立工; テレビジョン組立工; レーダー組立工; 磁器振動子製造工; 水晶発振子製造工; 電子管製造工; 電子管組立工; 電子管排気・封止工; 電子管仕上工; 白熱電球製造工; 白熱電球組立工; 白熱電球排気・封止工; 白熱電球仕上工; 蛍光ランプ製造工; 蛍光ランプ組立工; 蛍光ランプ排気・封止工; 蛍光ランプ仕上工; 電線製造工; 電線紙巻工; 電線がい(鎧)装工; 電らん(纜)ろう付工; 編組工; がい(鎧)装工; ゴム絶縁工; 絶縁電線テープ巻工; チューピング工; 通信ケーブル紙巻工; 通信ケーブル被装工; 電線加工工; 被覆電線製造工; 巻線工(電線); 電灯線製造工; 光ファイバーケーブル製造工; エナメル線製造工; 金属被覆工; 半導体製品製造工; 半導体切断工; 半導体製品加工工; 回路配線工; トランジスター製造工; 半導体集積回路(IC)製造工; 半導体大規模集積回路(LSI)製造工; 電子回路基板製造工(プリント配線板製造工、モジュール基板製造工)・電子回路実装基板製造工(プリント配線実装基板製造工、モジュール実装基板製造工); シリコン整流素子製造工; 太陽電池製造工; 光電素子製造工; 電子計算機組立工; パーソナルコンピュータ組立工; 粒子加速装置組立工; エックス線装置組立工; 放射線応用計器組立工; 水中聴音装置組立工; 電子顕微鏡組立工; 電気アイロン組立工; 電気ストーブ製造工; 電熱器製作工; 電気炉製作工; 扇風機組立工; 冷凍機械修理工; 電気冷蔵庫修理工; 点火せん(栓)組立工; ペースト充てん(填)工; ペーストねっか(捏和)工; 電極化成工; 電気器具内部配線工; ソケット製造工; バッテリー(蓄電池)組立工

× 電気時計組立工〔545〕; 吹きガラス成形工〔532〕; フレーヤー工〔532〕; 電気機械器具検査工〔582〕; 伸線工〔529〕; ケーブル検査工〔582〕; 混練り工(ゴム)(ロール・バンパリーによる混練り)〔538〕; プラスチック混練り工〔538〕; エナメル被覆工〔591〕; ペースト工〔531〕; はんだ付工〔529〕; 木製セパレータ工〔536〕

543 自動車組立従事者

自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形(板金作業を除く)・組立て(溶接専門を除く)

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

自動車車台の組立(車台の材料加工を除く)作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ(艀)装する仕事に従事するものをいう。

自動車部品組立工;自動車(トラック)車台組立工;運転台組立工;荷台組立工;シャシー組立工(自動車);車体(乗用車・バス)組立工;自動車配線工;ブレーキ調整工;自動車エンジン取付工;自動車電装品取付工;自動車計器取付工;自動車ぎ装工

×車台鉄骨曲げ工〔525〕;板金加工職〔526〕;自動車車台材料切断工〔529〕;ガス溶接工〔528〕;シャシー組立工(電気通信機器)〔542〕;自動車検査工〔583〕;タイヤ工〔538〕;自動車内張工〔539〕

544 輸送機械組立従事者(自動車を除く)

自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の加工・組立ての仕事に従事するものをいう。

航空機組立工;タンク組立工(航空機);翼組立工;エンジン取付工(航空機);プロペラ取付工(航空機);機体組立工(航空機);航空機ぎ装工;発動機ぎ装工;航空計器取付工;車輪組立工(航空機);機関車組立工;電組立工;車両鉄工;台車組立工(鉄道車両);車体組立工(鉄道車両);シャシー組立鉄工(鉄道車両);客貨車上回工・下回工;鉄道車両電装品取付工;サッシ・ドア取付工;計器取付工;制動機取付工;自転車組立工;自転車車輪組立工;リヤカー組立工;船舶・機関ぎ装工(船舶);航海計器ぎ装工;外業木工(船舶);金属取付工(船舶);救命装置ぎ装工(船舶);索具取付工(船舶);船具取付工;船体ぎ装工;造船鉄機工;牽引車製造工;人力車組立工;そり組立工;船舶上架工;船きよ(渠)工;船台大工;盤木大工

×エンジン組立工〔541〕;航空計器組立工〔545〕;内張修理工〔539〕;航空機配線工〔629〕;製缶工〔525〕;鉄道車両配線工〔679〕;鉄道車両配管工〔666〕;自転車車輪組立工〔541〕;タイヤ修理工〔538〕;造船組立工(鋼船)〔525〕;索具工〔529〕;船大工〔536〕;船体塗装工〔591〕;船舶配線工〔679〕

545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整、及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。

計器工;ガイガー計数管組立工;ガイガー測定器組立工;電気露出計組立工;電力計製造工;ガスメーター組立工;水量メーター組立工;気圧計組立工;心電計組立工;血圧計組立工;航空計器組立工;磁石組立工;ジャイロ計器組立工;ら針盤組立工;温度計組立工;寒暖計組立工;濃度計組立工;体温計製作工;はかり組立工;比色計組立工;巻尺組立工;ます組立工(金属);計器調整工;ノギス組立工;マイクロメーター組立工;時計組立工;腕時計組立工;目覚時計組立工;クロノグラフ組立工;時計部品組立工;ストップウォッチ組立工;タイムレコーダー組立工;セルフタイマー製造工;メトロノーム製造工;時計調整工;時計側付工;時計ひげあわせ工;石入れ工(時計);機械時計ムーブメント組立工;水晶時計組立・調整工;水晶時計外装組立工;水晶時計ムーブメント組立工;電気時計組立工;顕微鏡組立工;映写機組立工;双眼鏡枠組立工;オペラグラス組立工;光学計器工;光学測定器組立工;照度計組立工;分光計組立工;テレビ撮影機組立工;写真機組立工;測高機組立工;測距儀組立工;測遠機組立工;ねじ山測定機組立工;測量機械製造工;虫めがね組立工;望遠鏡製造工;偏光器仕上工;シャッター組立工;検眼鏡組立工;電気計測器組立工;工業計器組立工;レンズ調整工;光学レンズ工;光学レンズ研磨工;プリズム研磨工;レンズ研磨工;レンズ砂洗工;コンタクトレンズ研磨工;レンズ加工工;プリズム荒ずり工;砂かけ工(プリズム);ふき上工(レンズ);レンズ心出工;心取工(レンズ);パルサム工;計算尺組立工;銀付工;やに付工;フィルター組立工;皿造工;石こう(膏)はり付工(双眼鏡);コーティング工;目盛工;ガラス目盛工;ガラス目盛墨入工;ガラス目盛腐しょく(蝕)工;計器目盛工;測定器目盛工;物指し目盛製作工;眼鏡師

×計量士〔249〕;木製ます製造工〔536〕;ぜんまい製造工〔529〕;時計検査工〔585〕;レーダー組立工〔542〕;眼鏡つる製造工〔539〕;金属目盛彫刻工〔527〕

55 機械整備・修理従事者

機械の整備や修理を行う仕事に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の保全の仕事に従事するものも含まれる。

551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く)の部分修理・総修理・保全の仕事に従事するものをいう。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

ただし、金属部分の切削加工に専ら従事するものは小分類〔523〕に分類される。

機械修理工；内燃機関修理工；金庫修理工；クレーン修理工；工作機械修理工；製粉機修理工；選鉱機械修理工；木工機械修理工；定置機関修理・保全工；建設機械修理・保全工；ポンプ修理工；圧搾機械修理工；印刷機修理工；機械分解工；機械保全工；紡績機械保全工
× マシニスト〔541〕；機械組立工〔541〕

552 電気機械器具整備・修理従事者

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

電気機械修理工；発電機修理工；電話機修理工；有線電話機修理工；テレビジョン・ラジオ修理工
× 扇風機組立工〔542〕；ソケット製造工〔542〕；電気時計組立工〔545〕；ペースト工〔531〕；はんだ付工〔529〕；木製セパレータ工〔536〕

553 自動車整備・修理従事者

自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。

ただし、内張関係の修理・塗装の塗り替え・ガラスの入替えの仕事に従事するものは含まれない。

自動車整備工；自動車シャシー整備工；自動車車体整備工；自動車エンジン整備工；自動車整備士；自動車電気装置整備士；自動車車体整備士；自動車タイヤ整備士；自動車修理工；自動車エンジン修理工；オートバイ修理工

× 板金加工職〔526〕；タイヤ修理工〔538〕；内張修理工〔539〕；自動車塗装工〔591〕；自動車ガラスはめ込工〔669〕

554 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く)

自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の修理の仕事に従事するものをいう。

発動機修理工(航空機)；航空整備士；航空工場整備士；航空機修理工；電車修理工；貨車組立修理工；パンタグラフ修理工；自転車修理工

× エンジン組立工〔541〕；航空計器組立工〔545〕；内張修理工〔539〕；航空機配線工〔679〕；製缶工〔525〕；鉄道車両配線工〔679〕；鉄道車両配管工〔666〕；自転車車輪組立工〔541〕；タイヤ修理工〔538〕

555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

計量計測機器・時計・光学機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

度量衡修理工；時計修理工；カメラ組立修理工

× 計量士〔249〕；電気時計組立工〔545〕；計器目盛工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；木製ます製造工〔536〕；ぜんまい製造工〔529〕；時計検査工〔585〕；レーダー組立工〔542〕；眼鏡つる製造工〔539〕；金属目盛彫刻工〔527〕

56 製品検査従事者(金属製品)

金属材料の製造などの生産活動、または金属材料の加工処理、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

561 金属材料検査従事者

金属材料を製造・処理してできた製品の検査に関する仕事に従事するものをいう。

鋳物製品検査工

562 金属加工・溶接・溶断検査従事者

機械又は手道具を用いて、金属材料を加工、若しくは電気、ガスなどにより金属を溶接・溶断により製造された製品の検査の仕事に従事するものをいう。

溶接検査工；プレス検査工；金属切削製品検査工

57 製品検査従事者(金属製品を除く)

化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、紡織、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

571 化学製品検査従事者

化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の検査の仕事に従事するものをいう。製塩の検査に従事するものも含まれる

化学製品検査工；薬品検査工

572 窯業・土石製品検査従事者

ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメント、石製品の検査の仕事に従事するものをいう。

ガラス製品検査工；板ガラス検査工；陶磁器検査工；土管検査工；検瓶工（ガラス瓶製造）

573 食料品検査従事者

精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ（麸）・乳・乳製品・肉製品、缶詰・瓶詰などの保存食料品、水産物の処理加工により作られた製品の検査の仕事に従事するものをいう。

検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）；打検工

574 飲料・たばこ検査従事者

製造された清涼飲料・嗜好飲料・たばこの検査の仕事に従事するものをいう。

たばこ巻取検査工

575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者

糸及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製品、漂白・精練・染色された製品、布地（ニット生地を含む）・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして製造された衣服・帽子・その他類似の製品、なめしかわ・毛皮製の被服を検査する仕事に従事するものをいう。

靴下検査工；生糸検査工；紡織検査工；織布検査工；繊維製品検査工

576 木・紙製品検査従事者

板・角材などの製材、木材チップ・合板、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工した各種の製品、木材・木材チップ・古紙などから製造したパルプ、パルプ・その他の繊維から製造した紙・板紙、紙・板紙加工製品を検査する仕事に従事するものをいう

丸太検査工；木型検査工；木材検査工；仕上検査工（紙・紙製品製造）

577 印刷・製本検査従事者

製版・印刷、鋳造した活字及び製本の検査の仕事に従事するものをいう。

印刷検査工；製本検査工

578 ゴム・プラスチック製品検査従事者

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の検査の仕事に従事するものをいう

検査工（ゴム・プラスチック製品）

579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

小分類〔571～578〕に含まれない毛皮・なめし革、各種の革製品（衣服を除く）、かばん・袋物・がら（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具などの検査の仕事に従事するものをいう。

仕上検査工（皮革製品）；鉛筆検査工；万年筆検査工；漆器製品検査工；製品検査工（ギター製造）

58 機械検査従事者

各種機械の生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具な

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

どの各種の機械器具(電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く)の検査の仕事に従事するものをいう。

機械検査工;内燃機関検査工;金庫検査工;クレーン検査工;工作機械検査工;製粉機検査工;選鉱機械検査工;木工機械検査工;定置機関検査工;建設機械検査工;ポンプ検査工;圧搾機械検査工;印刷機検査工

582 電気機械器具検査従事者

電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するものをいう。

グリット検査工;ケーブル検査工;電気製品検査工;電気部品検査工;電気機械器具検査工

583 自動車検査従事者

自動車の検査の仕事に従事するものをいう。

自動車検査工

584 輸送機械検査従事者(自動車を除く)

自動車を除く輸送機械の検査の仕事に従事するものをいう。

航空工場検査員;鉄道検車手;車両検査係;試運転工;ロードテスト;試運転工;輸送機械検査工

585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者

計量計測機器・光学機械器具の検査の仕事に従事するものをいう。

光学機械検査工;計器検査工;時計検査工;レンズ検査工

59 生産関連・生産類似作業従事者

塗装や写真現像など生産に関連し、又は生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

591 生産関連作業従事者

生産に関連する技能的な作業のうち、塗装、紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き・文字書き、写真現像・焼付・引伸し、製図・写図・現図の仕事に従事するものをいう。

自動車塗装工;船体塗装工;吹付塗装工;エナメル塗装工;塗装着色工;絵付着色工(塗装);羽子板彩色工;家具塗装工(漆を除く);げた台塗装工;ゴムまり絵付工;エナメル被覆工;ラック塗工;ペンキ職;金属塗装工;化学塗装工;ちょうちん・うちわ・和傘絵付工;画工(窯業を除く);図案工;図案画工;アニメーター;ペンキ画工;看板書き;ピラ書き;ちょうちん・うちわ・和傘文字書工;テクニカルイラストレーター;POPライター;写真現像工;写真焼付工;フィルム現像工;写真引伸し工;写真修整工;フィルム焼付工;写真エアブラシ工;製図工;機械製図工;土木製図工;トレース工;鉱山製図工;船舶製図工;航空機製図工;電機製図工;建築写図工;設計手;製図検査工;写図工;青写真工;CADオペレーター;パタンナー;現図工;車両現図工;造船現図工;航空機現図工;鉄鋼現図工;鉄工現図工;構造物現図工;木工現図工;現図検査工
×水彩画家〔222〕;装飾画家〔222〕;陶磁器絵付工〔532〕;漆塗工〔539〕;印刷写真工〔537〕;け(罫)がき工〔529〕;心取工(レンズ)〔545〕

592 生産類似作業従事者

生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

映写技師;水門操作員;温泉供給バルブ操作員;河川監視員;水位監視員;照明係(舞台・撮影所)

K 運搬・清掃・包装等従事者

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。

70 運搬従事者

郵便・電報の集配及び貨物の運搬・積み込み・積み卸し・配達並びにこん(梱)包の仕事に従事するものをいう。

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

701 郵便・電報外務員

郵便物の集配及び電報の配達の仕事に従事するものをいう。

郵便外務員；郵便集配員；郵便配達員；電報配達員；電報外務員；委託配達員；郵便取集車乗務員

×郵便運送自動車運転者〔613〕

702 船内・沿岸荷役従事者

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。

現場監督；デッキ作業員；保管職員(上屋)；船内荷役作業員；沿岸荷役作業員

×フォークリフト運転者〔639〕；巻上機(ウインチ)運転工〔643〕；資材運搬員〔703〕；倉庫現場員〔704〕；倉庫作業員〔704〕

703 陸上荷役・運搬従事者

運送店・駅・工場・事業場などで、貨物・荷物・資材の積卸し・運搬の仕事に従事するものをいう。

ただし、船内荷役作業員・沿岸荷役作業員は小分類〔702〕に分類される。分類される。

貨物自動車荷扱員；貨車積卸員；荷物運搬員；熱処理品運搬員；資材運搬員；原料運搬員；木材運搬員(山元を除く)；牛乳運搬員；坑外運搬員；再生資源回収人(回収のみ行うもの)；リサイクル品回収人(回収のみ行うもの)

×手回品運搬人〔429〕；集材作業員〔472〕；フォークリフト運転者〔639〕；牛乳配達人〔705〕；再生資源回収人(卸売まで行うもの)〔325〕；リサイクル品回収人(卸売まで行うもの)〔325〕

704 倉庫作業従事者

倉庫において、貨物の搬入・搬出・積卸し・積直しの仕事に従事するものをいう。

倉庫現場員；倉庫作業員；原料保管係員；工具保管工；資材受渡工；出庫係員；倉庫品整理工

×倉庫事務員〔272〕；倉庫見回員〔453〕；倉庫警備員〔453〕；フォークリフト運転者〔639〕

705 配達員

荷物・商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事するものをいう。

ルートマン(ウーマン)；買物配達人；ガラス荷造配達人；牛乳配達人；新聞配達人；洗濯物配達人；内職配達・回収人；宅配配達人；オートバイ宅配人

×トラック運転者〔613〕；郵便配達員〔701〕

706 荷造従事者

輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ(釘)打ちなどのこん(梱)包に従事するものをいう。

荷造工；紙荷造工；こん包工；袋詰工(荷造)；鋼帯くぎ打ち工；パレットこん包工

×包装(ラッピング)工〔721〕

71 清掃従事者

建物、住宅、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の仕事に従事するもの、及びし尿やごみの収集の仕事に従事するものをいう。

711 ビル・建物清掃員

ビルや建物を対象として、煙突・ガラス・床・手すりなどの清掃の仕事に従事するものをいう。

ただし、他人の求めに応じて、住宅の掃除の仕事に従事するものは小分類〔712〕に分類される。

ビル・建物清掃員；建物洗浄作業員；宿舎掃除作業員；ガラス拭き作業員；床磨き作業員；煙突掃除作業員；階段磨き作業員；公衆便所清掃作業員

×清掃員(個人家庭)〔712〕；ハウスクリーニング従事者〔712〕；庭掃除人(個人家庭)〔712〕；機械掃除工〔729〕

712 ハウスクリーニング職

他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの掃除の仕事に従事するものをいう。

ただし、ビルや建物を対象として、煙突・ガラス・床・手すりなどの清掃の仕事に従事するものは

日本標準職業分類案(分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表)(抜粋)

新(案)

小分類〔711〕に分類される。

清掃員(個人家庭);ハウスクリーニング職;ハウスクリーニング従事者

×お手伝い〔351〕;家政婦(夫)〔351〕;庭掃除人(個人家庭)〔359〕;ビル・建物清掃員〔711〕;建物洗淨作業員〔711〕

713 道路・公園清掃員

道路・公園の清掃の仕事に従事するものをいう。

道路清掃作業員;公園掃除作業員

714 ごみ・し尿処理従事者

し尿や、ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物の収集・運搬・処分などの仕事に従事するものをいう。

し尿汲取作業員;塵芥収集作業員;ごみ収集作業員;ごみ焼却作業員;焼却炉操作員

×ゴミ収集車、し尿汲み取り車〔613〕

715 産業廃棄物処理従事者

事業活動に伴って生じた廃棄物の収集・運搬・処分などの仕事に従事するものをいう。

産業廃棄物焼却処理作業員

×廃棄物運搬車〔613〕

719 その他の清掃従事者

列車・船舶・航空機・車の清掃、建物の消毒、害虫駆除など小分類〔711～715〕に含まれない清掃の仕事に従事するものをいう。

列車清掃員;船舶清掃作業員;船舶燻蒸員;航空機内清掃人;自動車洗淨作業員;洗車作業員;白あり駆除作業員;木材燻蒸員;消毒作業員

×機械掃除工〔729〕

72 その他の運搬・清掃・包装等従事者

品物を保護等するための包装の仕事、官庁・学校・会社などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。

721 包装従事者

品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材料で包装する仕事に従事するものをいう。

包装(ラッピング)工;打直綿包装工;食品包装工;菓子包装工;袋詰工(包装);セメント袋詰工;たるしぱり工(しょう油醸造);封印は(貼)り工;めん類結束工;レッテル(ラベル)は(貼)り工

×荷造工〔706〕

729 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・会社・病院・駅などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。

機械掃除工;工場雑役工;容器洗じょう工;瓶ふき工;公園草取作業員;グラウンドキーパー;潜水ポンプ補助員;潜水ポンプ押作業員;倉庫雑役人;用務員(学校);坑外雑役員;貨物自動車助手;定期掃除工(紡績);たる洗い工(からん抜);皿洗い人(調理見習いでないもの);パントリー(食器洗い人);選瓶工;洗瓶工;検瓶工(再生資源回収);公園芝刈作業員;洗濯物仕分け作業員

×ゴルフ場芝手入作業員〔463〕;検瓶工(ガラス瓶製造)〔572〕;検瓶工(瓶詰食品・飲料製造)〔573〕